

第1期中種子町 地域福祉総合計画



令和6年3月
鹿児島県 中種子町

～ 目 次 ～

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 「地域福祉」とは.....	2
4 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向.....	3
5 鹿児島県地域福祉支援計画.....	4
6 計画の期間.....	5
7 計画の策定方法.....	5
8 「障がい」の表記について.....	5
第2章 地域福祉に係る本町の状況.....	6
1 人口の状況.....	6
2 世帯の状況.....	7
3 要介護（要支援）認定者の推移.....	9
4 障害者手帳所持者の推移.....	9
5 園児数の推移.....	10
6 児童・生徒数の推移.....	10
7 町民アンケート調査結果にみる本町の状況.....	11
8 民生委員等アンケート調査結果にみる本町の状況.....	24
第2部 地域福祉計画・地域福祉活動計画.....	27
第1章 基本理念等.....	27
1 基本理念.....	27
2 基本目標.....	27
3 施策の体系.....	28
第2章 施策の展開.....	29
基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進.....	29
1 多様な主体が参画する福祉活動の推進.....	29

2	支え合いの心を育むボランティア活動の推進.....	30
3	みんなで支え合う安心安全な地域づくり.....	31
基本目標 2	相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実.....	32
1	誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進.....	32
2	多様な福祉サービスの充実と利用促進.....	33
3	孤立させない相談支援体制づくり.....	36
基本目標 3	お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり.....	37
1	人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止.....	37
2	誰もが暮らしやすい生活環境の整備.....	38
第 3 部	成年後見制度利用促進基本計画	39
1	計画策定の背景.....	39
2	計画の位置付け.....	39
3	町民アンケート調査結果にみる本町の状況.....	39
4	本町の課題.....	40
5	目標.....	40
6	基本的な考え方及び実施方針.....	41
7	成年後見町長申立てと利用助成の実施.....	42
第 4 部	再犯防止推進計画	43
1	計画策定に向けた基本的な考え方.....	43
2	計画の位置付け.....	43
3	町民アンケート調査結果にみる本町の状況.....	44
4	基本方針.....	45
5	施策方針.....	45
第 5 部	重層的支援体制整備事業実施計画.....	47
第 1 章	重層的支援体制整備事業の実施について.....	47
1	重層的支援体制整備事業の概要.....	47
2	重層的支援体制整備事業の目的.....	48
3	重層的支援体制整備事業の全体像.....	48
第 2 章	重層的支援体制整備事業実施計画の策定.....	49
1	計画の位置付け.....	49
第 3 章	重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像.....	50
1	重層的支援体制整備事業の実施体制.....	50
2	関係機関との連携強化や多分野協働.....	53

第6部 計画の推進	54
1 円滑な推進のための責務と役割	54
2 計画の点検・評価	55
資料編	56
1 中種子町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱	56
2 中種子町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿	58
3 用語解説	59

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

全国的に人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050問題、ダブルケア、社会的孤立など）してきています。

このような中、近年、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しており、その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

このようなことを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第1期中種子町地域福祉総合計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

「地域福祉計画」は、「中種子町長期振興計画」を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域福祉の推進」を図るための基本的指針となるものです。また、高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関連する町の分野別計画と整合・連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として策定するものです。

「地域福祉活動計画」は、町民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく計画で、中種子町社会福祉協議会が策定するものです。

また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法に基づく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」としても位置付けます。

3 「地域福祉」とは

福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の課題の中には、1つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人ひとりの地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

【「地域福祉」のイメージ】

地域には、様々な生活課題があります。



このような困りごとに対し、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「**地域福祉**」です。

4 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

(1) ニッポン一億総活躍プランの閣議決定

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。」とされました。

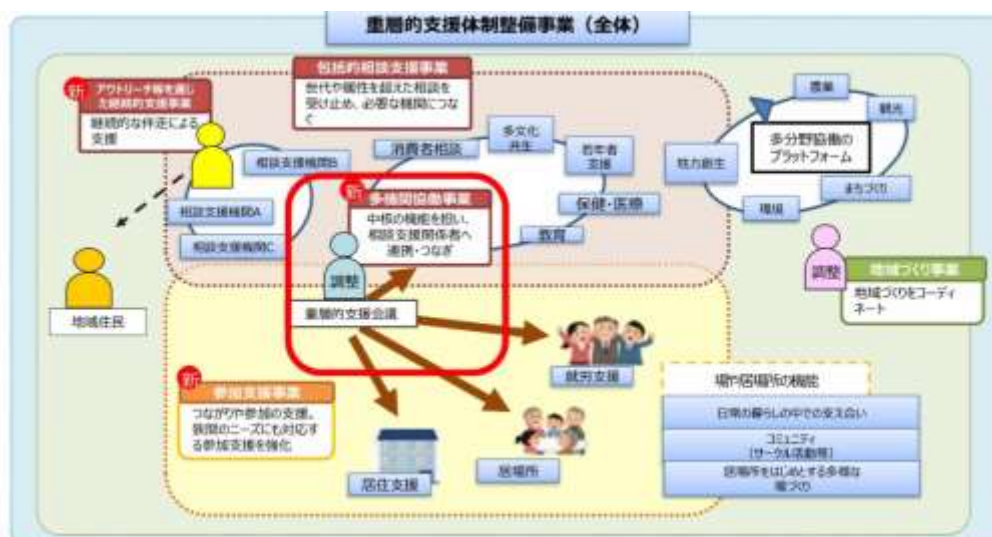
このことを受け、厚生労働省では『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表し、その具体化に向けた改革を進めてきました。

(2) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年と令和3年に施行されました。

平成30年4月の改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。また、この理念を実現するため市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。



5 鹿児島県地域福祉支援計画

鹿児島県では平成31年3月に、「誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現」を基本理念とする「鹿児島県地域福祉支援計画」が策定されています。

【鹿児島県地域福祉支援計画（平成31年3月策定）の概要】

【基本理念】

「誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現」

【施策の基本方向】

1 安心して暮らせる社会づくり

- (1) 高齢者・障害者・子育て等に対する支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) 福祉のまちづくりの推進
- (6) 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の推進
- (7) その他

2 福祉を支える担い手づくり

- (1) 地域住民等の福祉活動への参加促進
- (2) 福祉人材等の確保・育成と資質向上

3 地域福祉の推進を支援

- (1) 市町村の地域福祉委計画策定・改定支援
- (2) 包括的な支援体制の構築に対する支援
- (3) 県社会福祉協議会等との連携

6 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

7 計画の策定方法

(1) 中種子町地域福祉総合計画策定委員会

本計画を検討するため、中種子町地域福祉総合計画策定委員会を設置し、3回の委員会を開催し検討を行いました。

(2) 町民アンケート調査

① 調査対象者

本町に居住する20歳以上の方1,000人を無作為抽出

② 調査方法

郵送による配布回収

③ 配布数・有効回答数・有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000件	603件	60.3%

(3) 民生委員・児童委員アンケート調査

中種子町地域福祉総合計画策定の基礎資料とするために、令和5年7月に民生委員・児童委員に対してアンケート調査を実施し、22人から回答がありました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和6年3月4日から3月13日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

8 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

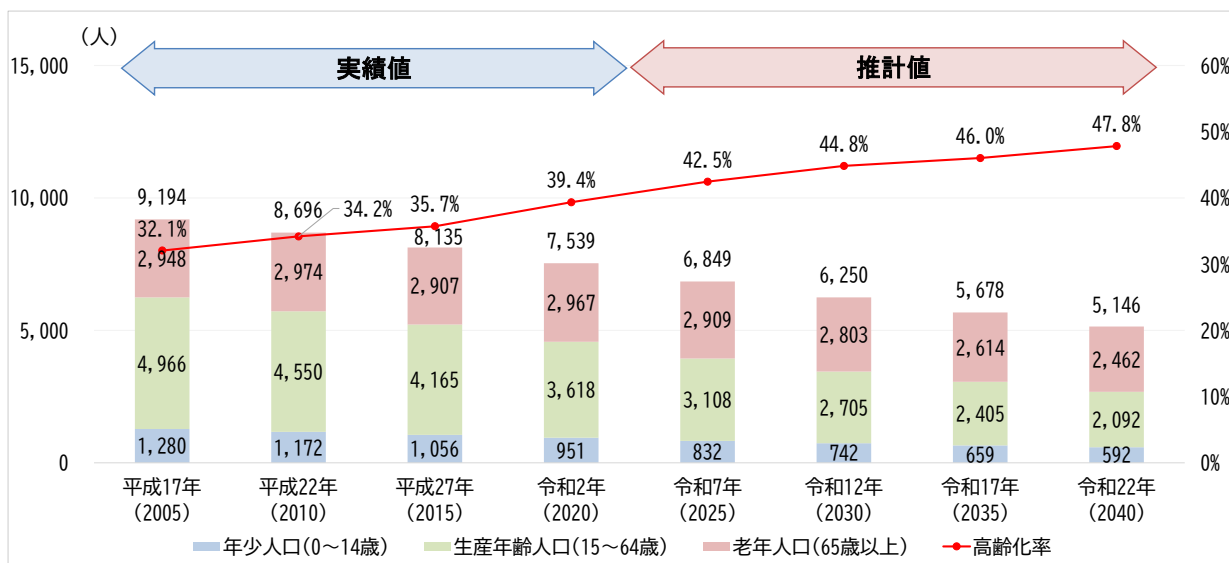
第2章 地域福祉に係る本町の状況

1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移及び推計

本町の総人口は令和2年で7,539人となっており、65歳以上の老年人口は2,967人、総人口に占める割合は39.4%となっています。

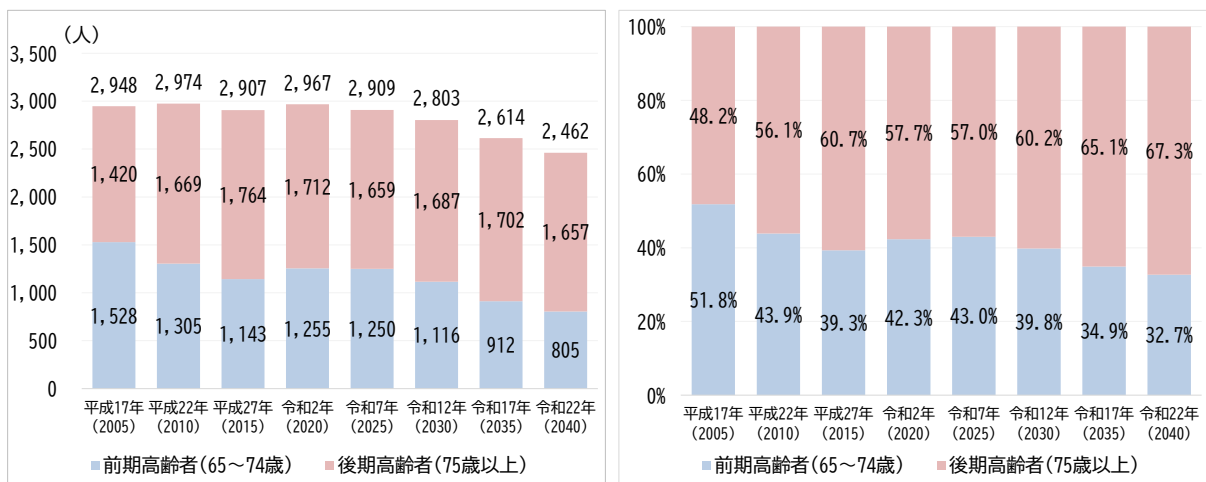
今後、少子高齢化の進展により総人口は減少し続け、令和22年には総人口5,146人、高齢化率47.8%となることが予測されています。



出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

(2) 高齢者年齢2区分別人口、構成の推移及び推計

75歳以上の後期高齢者人口の構成割合が上昇していく推計となっており、令和22年の後期高齢者人口は1,657人、構成割合は67.3%となることが予測されています。

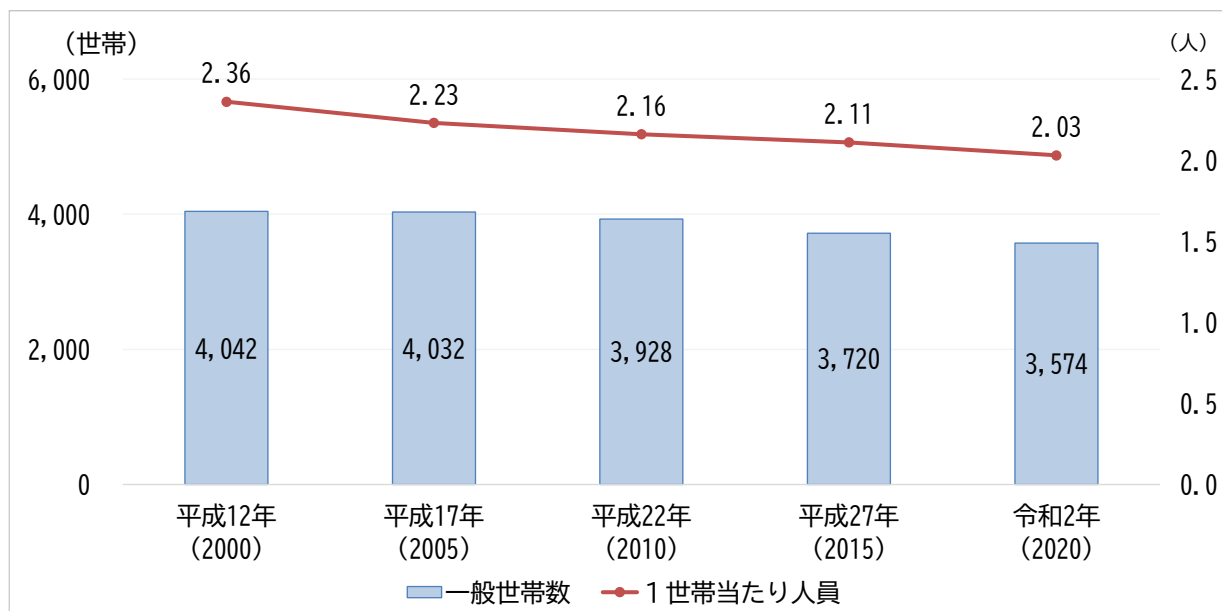


出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

2 世帯の状況

(1) 一般世帯数・1世帯当たり人員数の推移

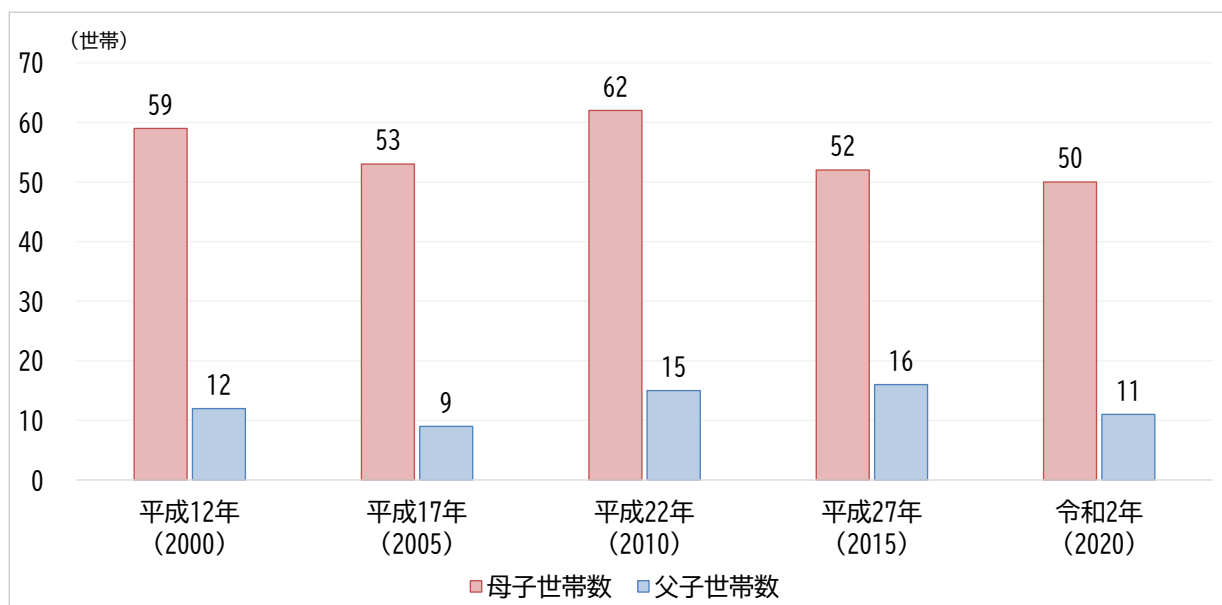
令和2年の一般世帯数は3,574世帯、1世帯当たり人員数は2.03人となっています。一般世帯数、1世帯当たり人員数のいずれも減少傾向にあります。



出典：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

令和2年の母子世帯数は50世帯、父子世帯数は11世帯となっています。



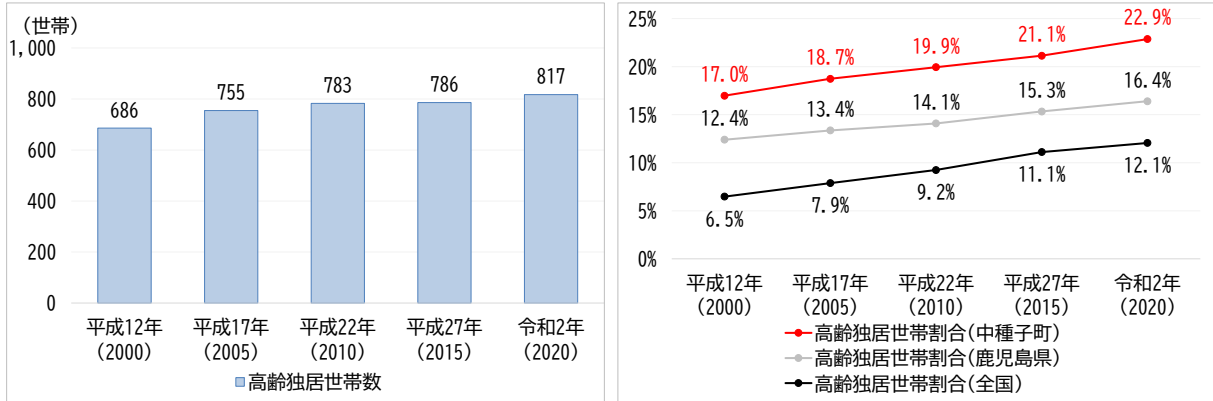
出典：国勢調査

(3) 高齢者世帯の推移

① 高齢者独居世帯の状況

本町の高齢独居世帯数は令和2年で817世帯となっています。

高齢独居世帯割合は令和2年で22.9%となっており、上昇傾向となっています。また、全国、鹿児島県平均と比較し高くなっています。

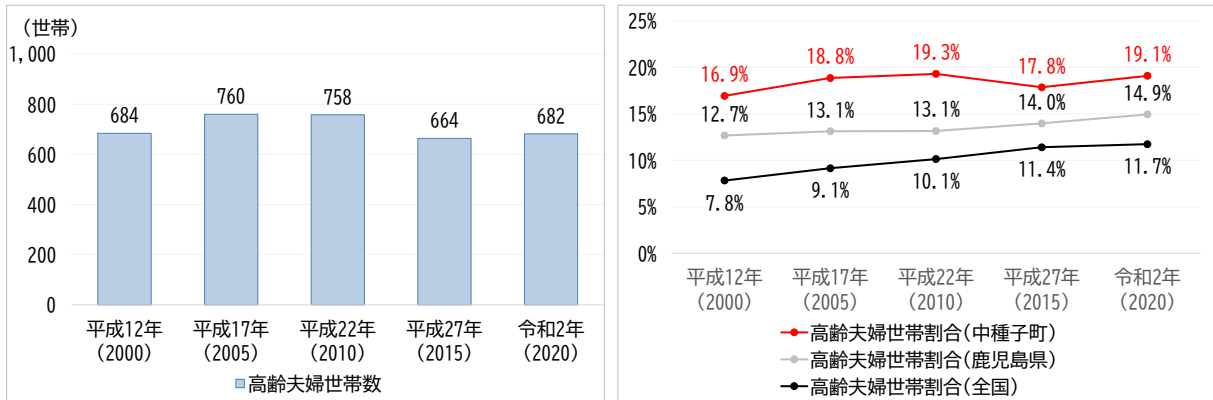


出典：国勢調査

② 高齢者夫婦世帯の推移

本町の高齢夫婦世帯数（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯数）は令和2年で682世帯となっています。

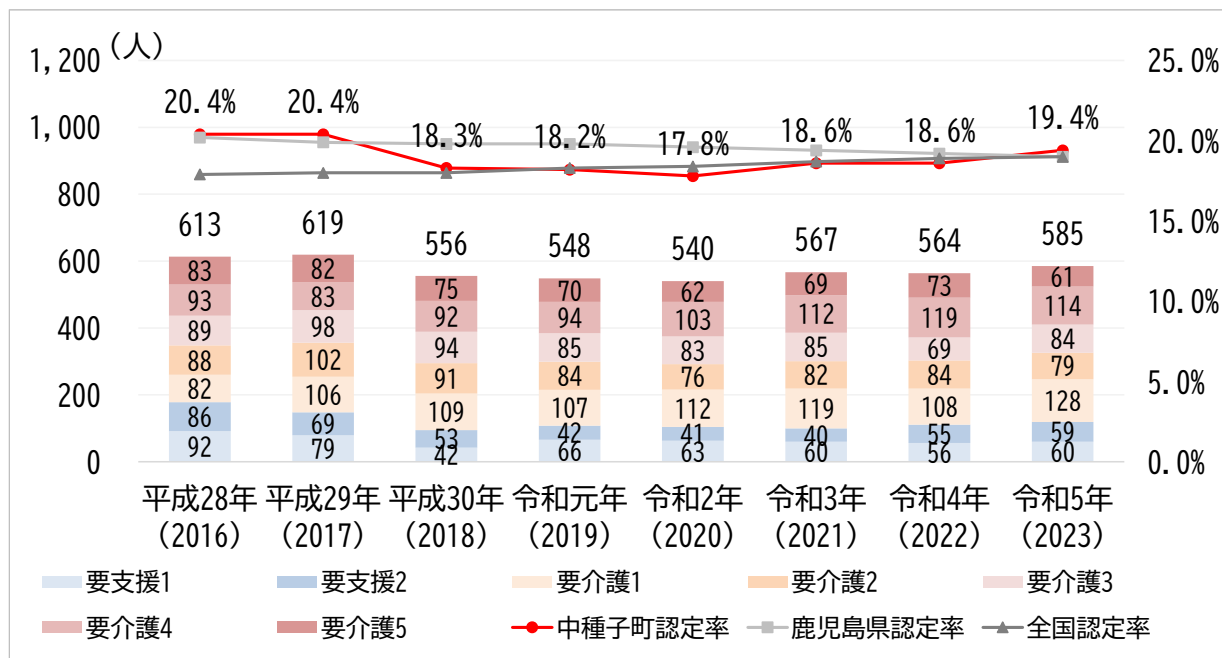
高齢夫婦世帯割合は令和2年で19.1%となっており、全国、鹿児島県平均と比較し高くなっています。



出典：国勢調査

3 要介護（要支援）認定者の推移

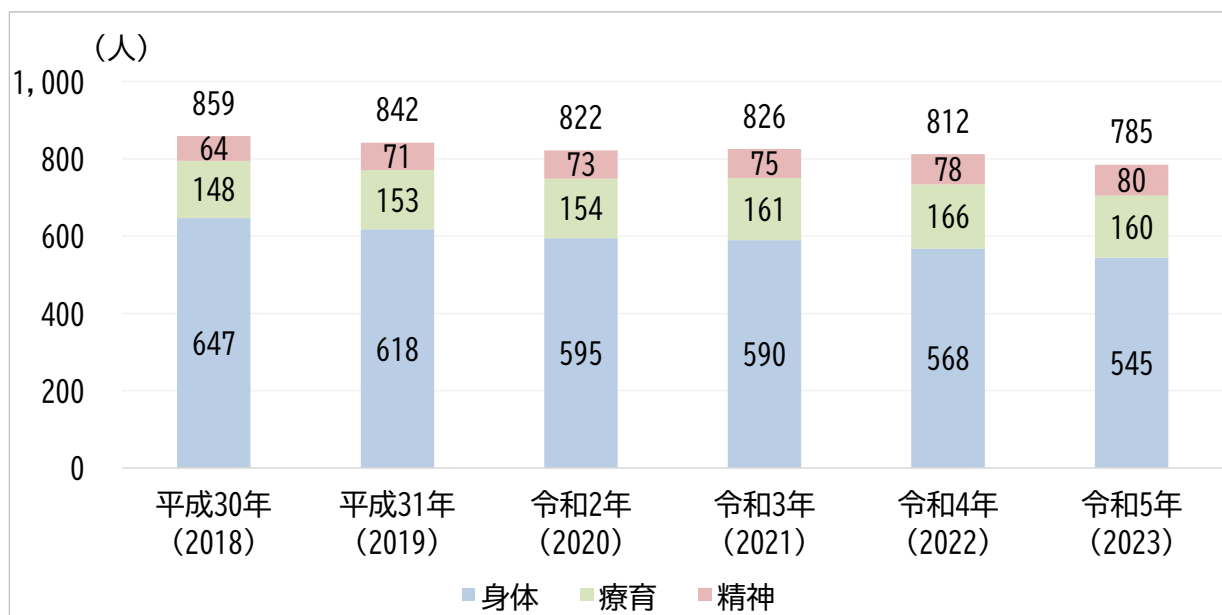
令和5年3月時点での本町の要介護（要支援）認定者は585人、第1号被保険者に占める要介護認定率は19.4%で全国、鹿児島県を上回っています。



出典：介護保険事業状況報告月報（各年3月末現在）

4 障害者手帳所持者の推移

令和5年の障害者手帳所持者数は785人（うち身体545人、療育160人、精神80人）で、近年減少傾向となっています。

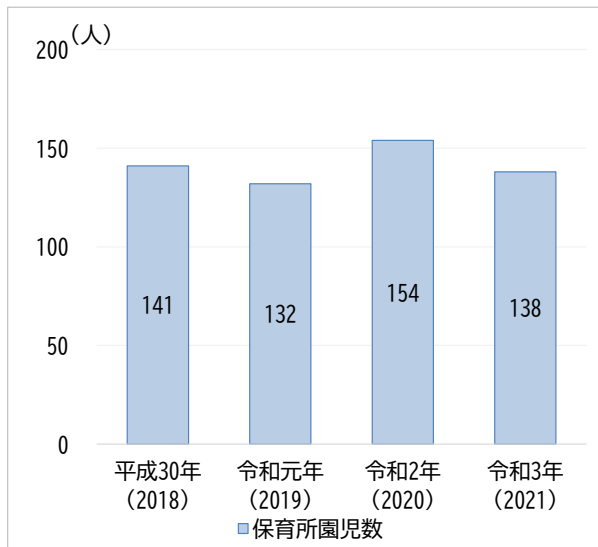


出典：地域福祉課資料（各年4月1日現在）

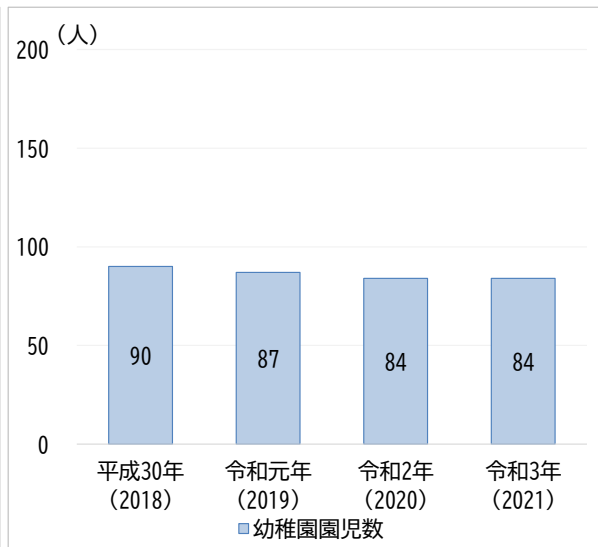
5 園児数の推移

令和3年の保育所園児数は138人、幼稚園園児数は84人となっています。

【保育所園児数】



【幼稚園園児数】

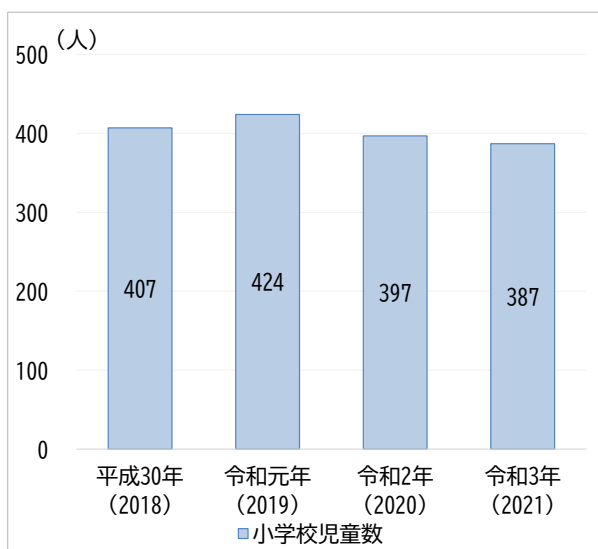


出典：統計なかたね令和3年度版

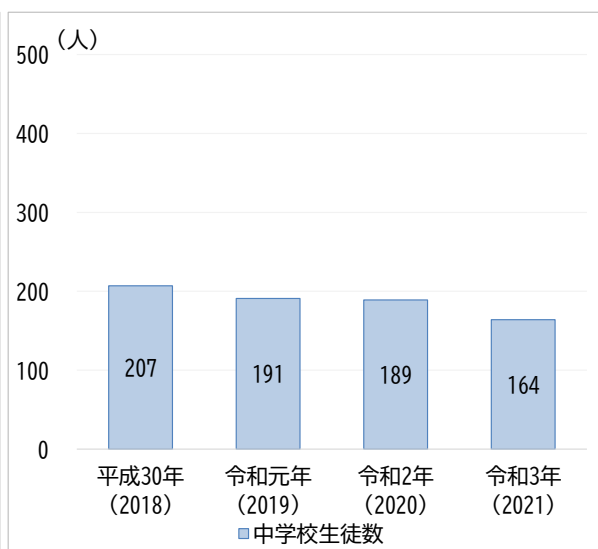
6 児童・生徒数の推移

令和3年の小学校児童数は387人、中学校生徒数は164人となっています。

【小学校児童数】



【中学校生徒数】



出典：統計なかたね令和3年度版

7 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

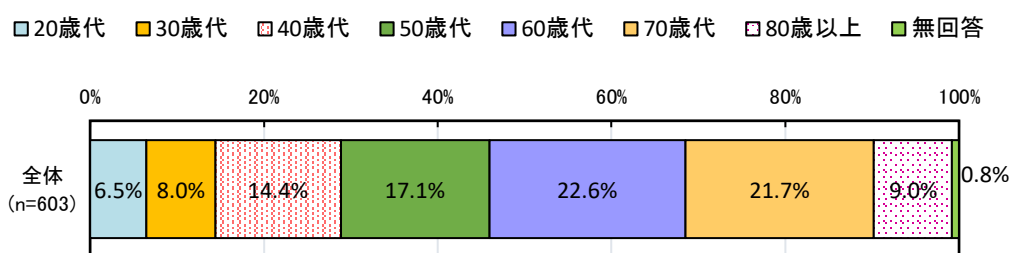
※単一回答における構成比(%)は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

※構成比(%)は、回答人数を分母として算出しています。

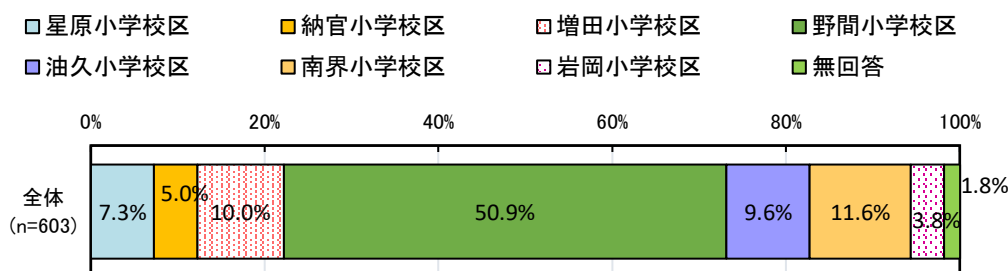
※表記中のnは、回答者数を表しています。

(1) あなた自身のことについて

① 年齢

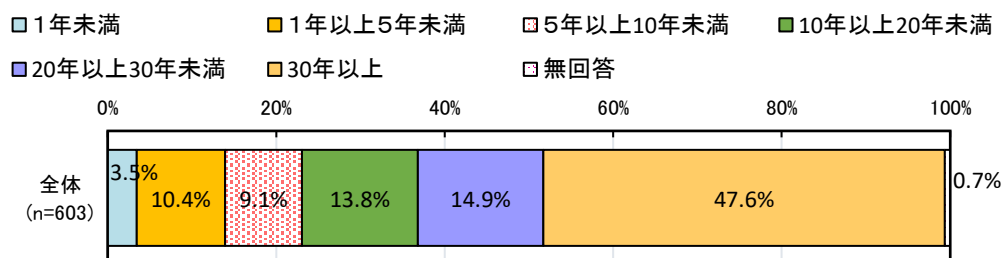


② 居住地域



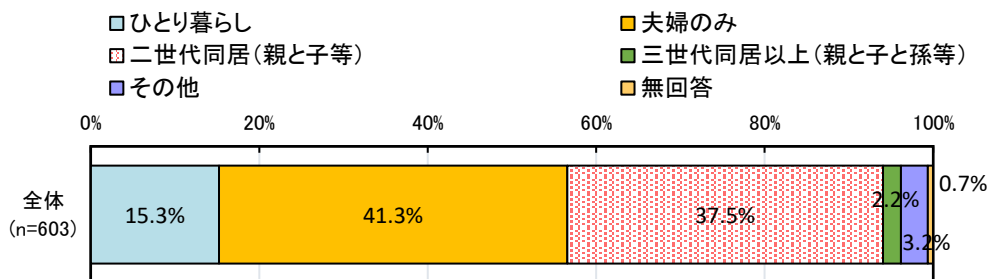
③ 居住期間

「30年以上」が47.6%で最も高くなっています。



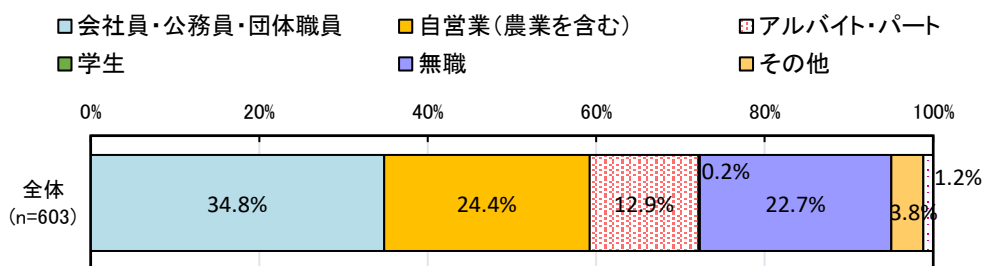
④ 家族構成

「夫婦のみ」が41.3%で最も高く、次いで、「二世代会帯（親と子）」37.5%、「ひとり暮らし」15.3%となっています。



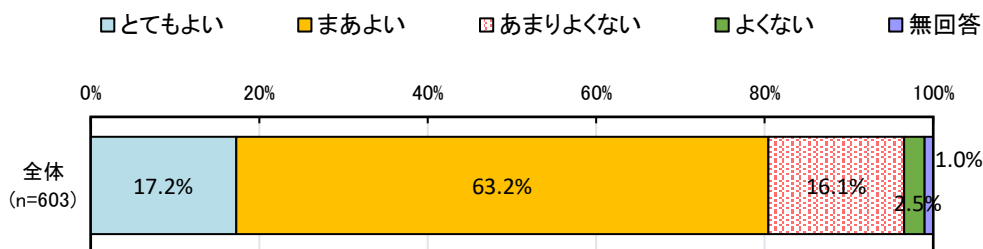
⑤ 職業

「会社員・公務員・団体職員」が34.8%で最も高く、次いで、「自営業（農業を含む）」24.4%、「無職」22.7%となっています。



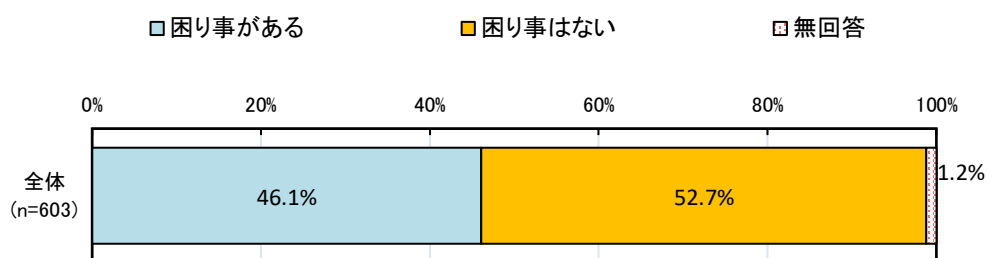
⑥ 健康状態

「まあよい」63.2%が最も高く、次いで「とてもよい」17.2%、「あまりよくない」16.1%となっています。



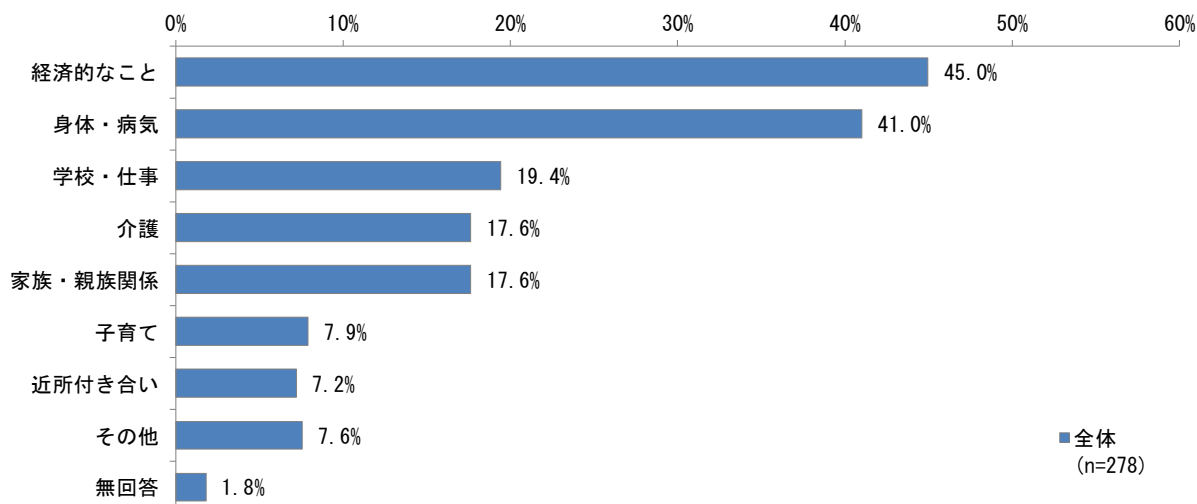
⑦ 生活上の何らかの困り事があるか

「困り事がある」が46.1%、「困り事はない」が52.7%となっています。



⑧ どのような困り事か（複数回答）

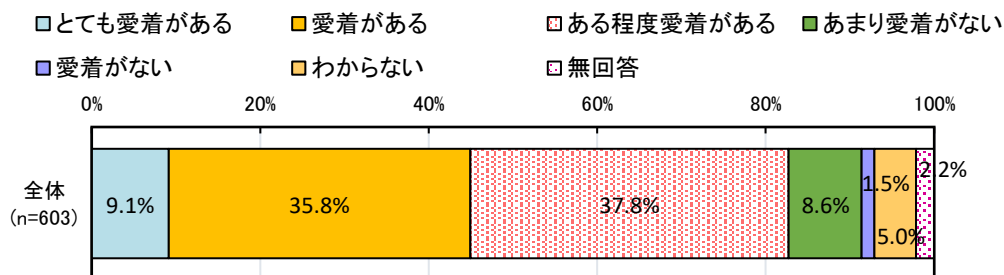
「経済的なこと」45.0%が最も高く、次いで「身体・病気」41.0%、「学校・仕事」19.4%となっています。



(2) 地域との関わりについて

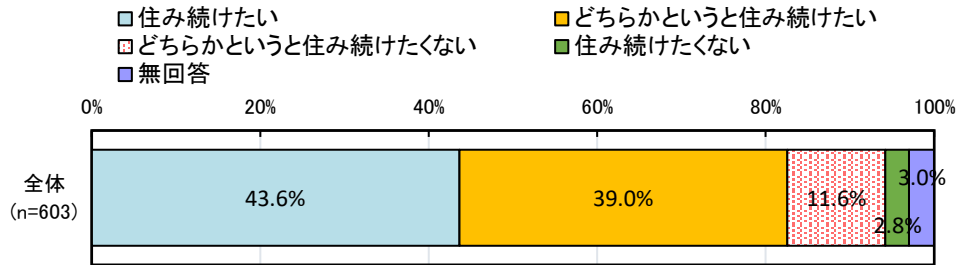
① 地域に愛着を持っているか

「ある程度愛着がある」37.8%が最も高く、次いで「愛着がある」35.8%、「とても愛着がある」9.1%となっています。



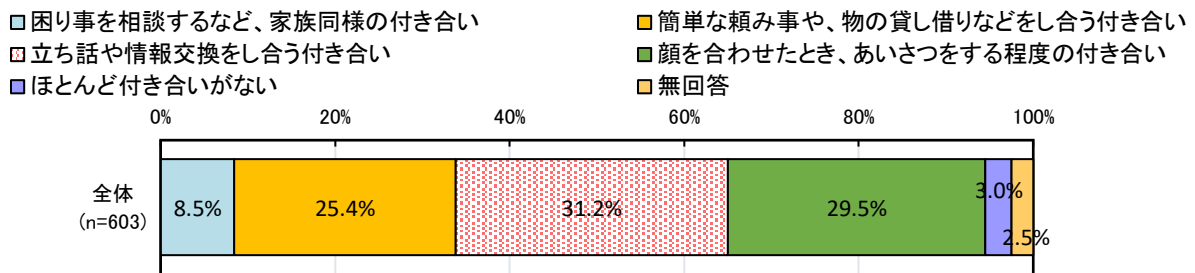
② 今後も住んでいる地域に住み続けたいか

「住み続けたい」43.6%が最も高く、次いで「どちらかというに住み続けたい」39.0%、「どちらかというに住み続けたくない」11.6%となっています。



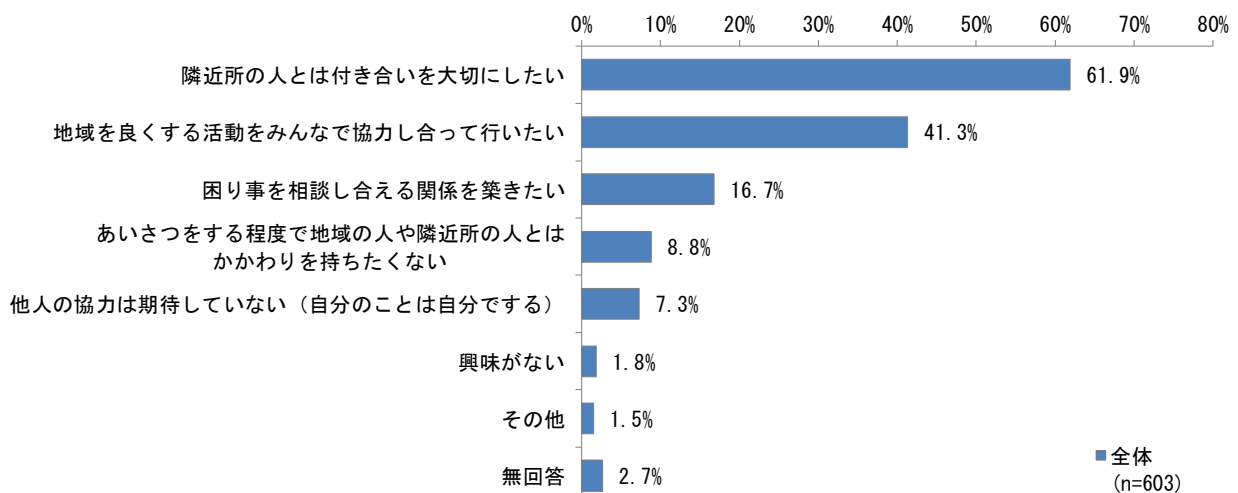
③ どの程度のご近所付き合いがあるか

「立ち話や情報交換をし合う付き合い」31.2%が最も高く、次いで「顔を合わせたとき、あいさつをする程度の付き合い」29.5%、「簡単な頼み事や、物の貸し借りなどをし合う付き合い」25.4%となっています。



④ 地域での人と人との関わりについて（複数回答）

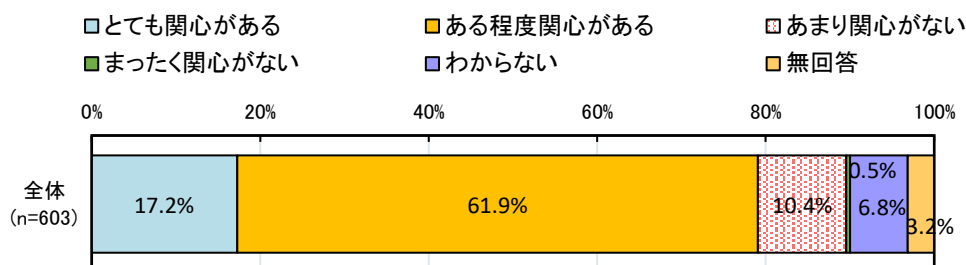
「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」61.9%が最も高く、次いで「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行きたい」41.3%、「困り事を相談し合える関係を築きたい」16.7%となっています。



(3) 「福祉」に対する考えについて

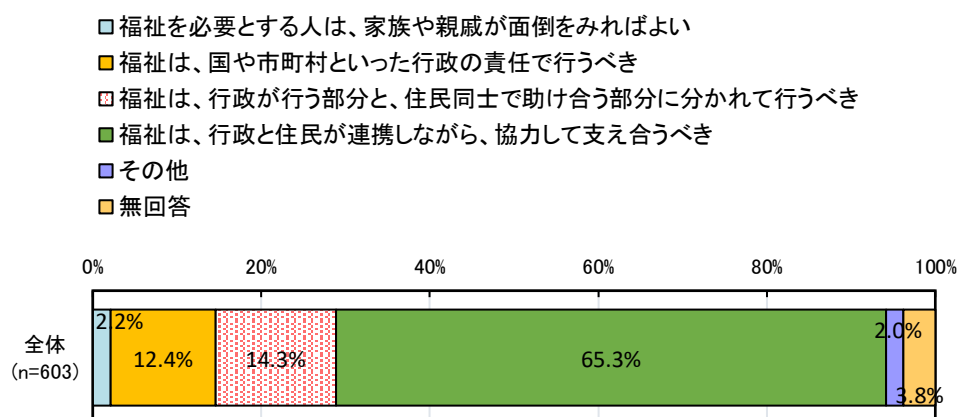
① 福祉について関心があるか

「ある程度関心がある」61.9%が最も高く、次いで「とても関心がある」17.2%、「あまり関心がない」10.4%となっています。



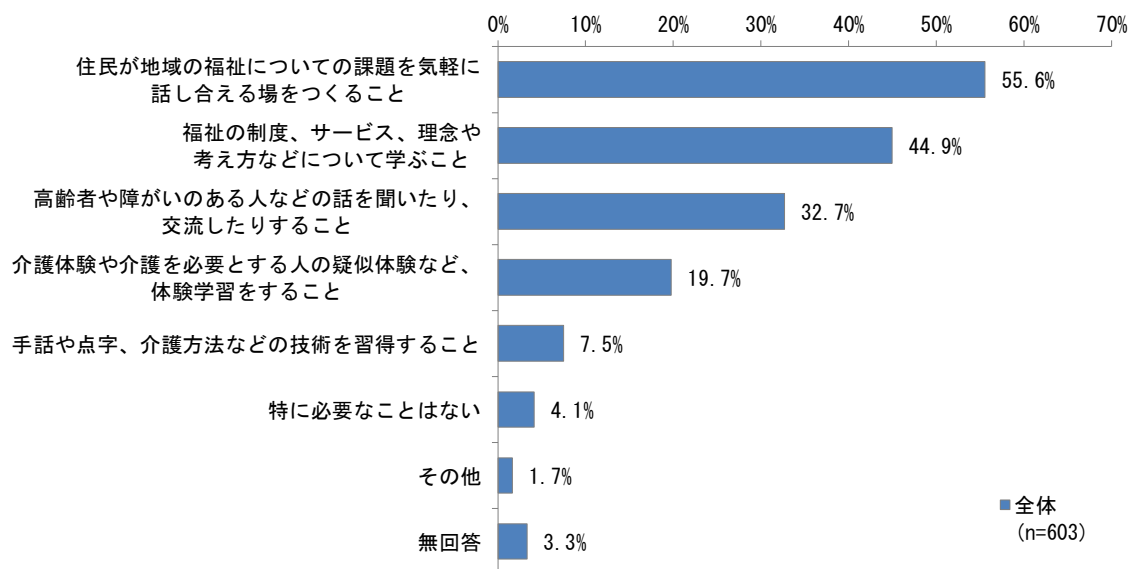
② 「福祉」のあり方は、どのようであるべきだと思うか

「福祉は、行政と住民が連携しながら、協力して支え合うべき」65.3%が最も高く、次いで「福祉は、行政が行う部分と、住民同士が助け合う部分に分かれて行うべき」14.3%、「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」12.4%となっています。



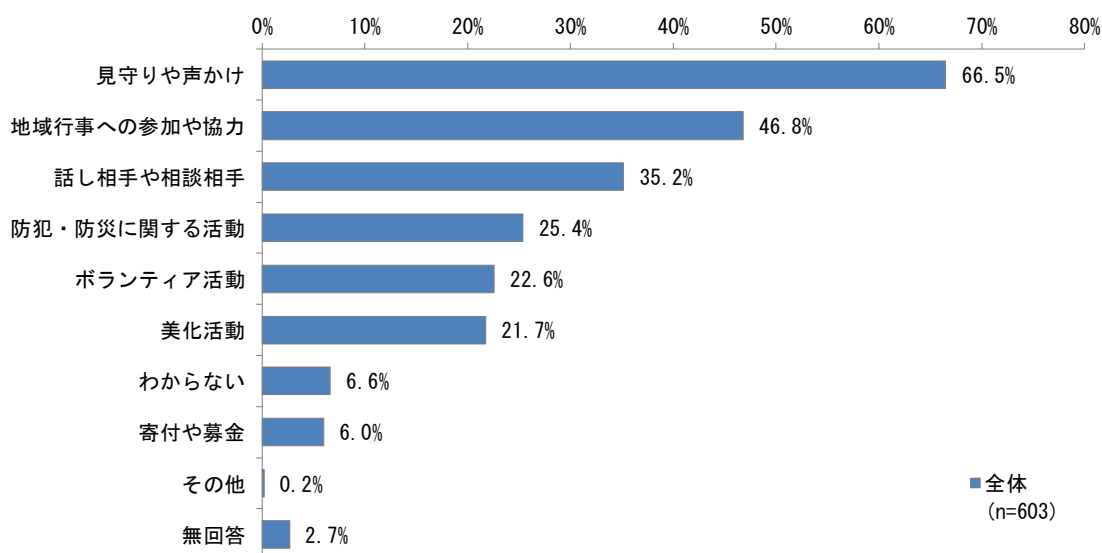
③ 住民が福祉について理解を深めるために必要なこと（複数回答）

「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」55.6%が最も高く、次いで「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」44.9%、「高齢者や障がいのある人などの話を聞いたり、交流したりすること」32.7%となっています。



④ 住民が安心して暮らせるために、あなたができると思うこと（複数回答）

「見守りや声かけ」66.5%が最も高く、次いで「地域行事への参加や協力」46.8%、「話し相手や相談相手」35.2%となっています。

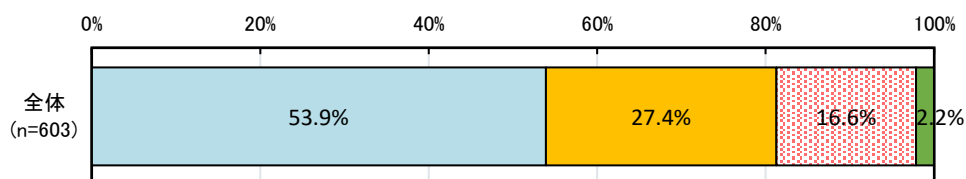


(4) 地域活動や福祉に関するボランティアについて

① 地域活動やボランティアに参加しているか

「現在参加している」53.9%が最も高く、次いで「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」27.4%、「参加したことがない」16.6%となっています。

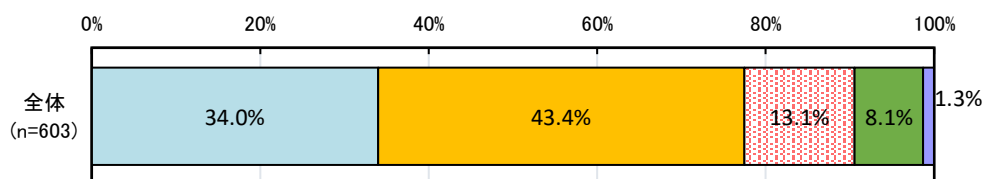
□ 現在参加している □ 現在は参加していないが、過去に参加したことがある □ 参加したことがない □ 無回答



② 地域活動やボランティアに参加したいか

「機会があれば参加したい」43.4%が最も高く、次いで「参加したい」34.0%、「参加したいと思わない」13.1%となっています。

□ 参加したい □ 機会があれば参加したい □ 参加したいと思わない □ わからない □ 無回答

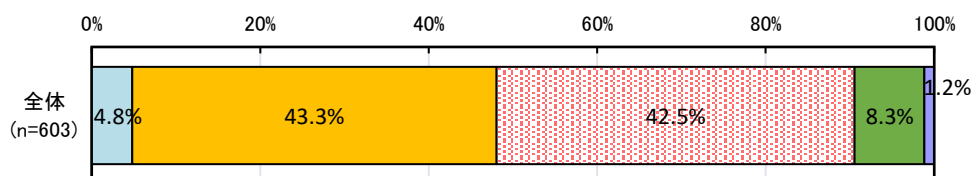


(5) 災害時の避難について

① 災害に対する備えをしているか

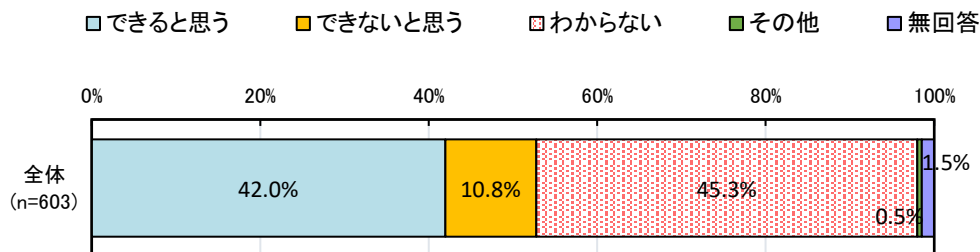
「ある程度している」43.3%が最も高く、次いで「あまりしていない」42.5%、「全くしていない」8.3%となっています。

□ 十分している □ ある程度している □ あまりしていない □ 全くしていない □ 無回答



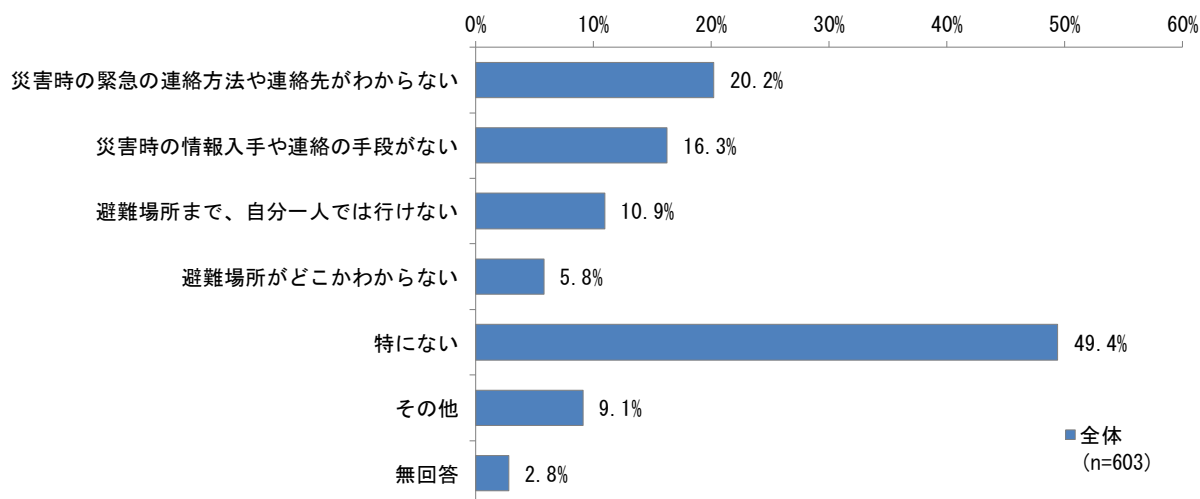
② 緊急事態が発生した場合、適切に避難できると思うか

「わからない」45.3%が最も高く、次いで「できると思う」42.0%、「できないと思う」10.8%となっています。



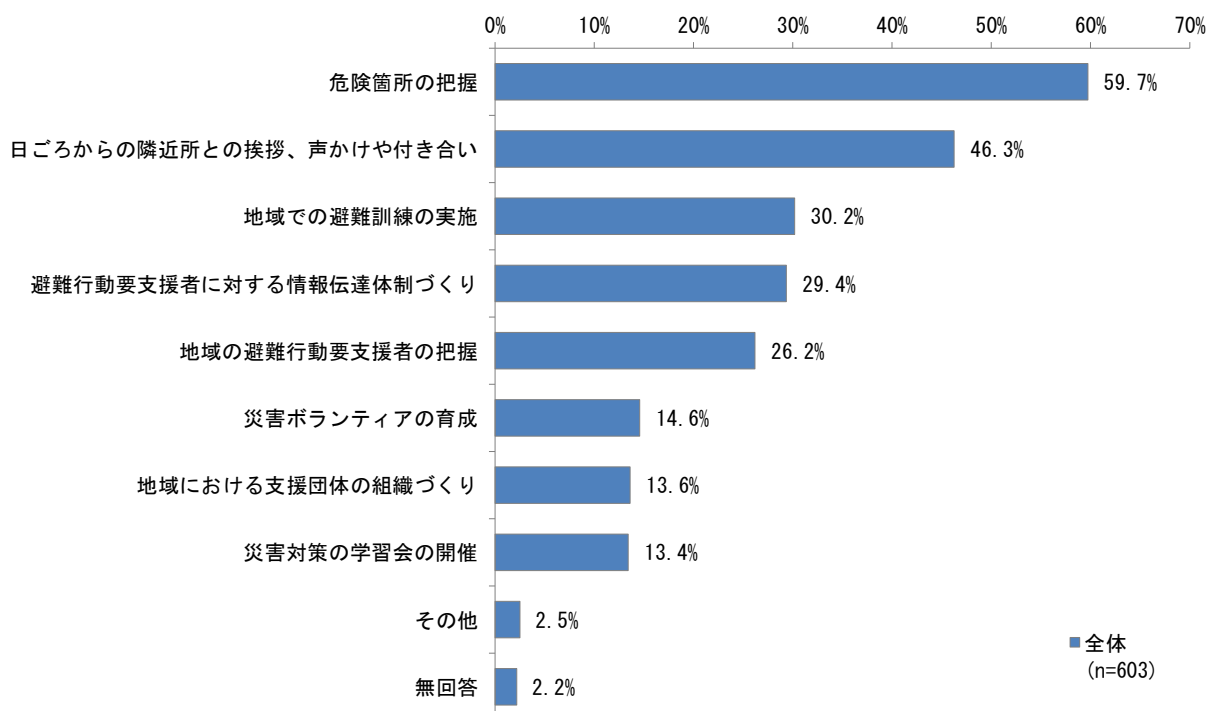
③ 災害発生時に不安に思うこと（複数回答）

「特にない」以外では、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」20.2%が最も高く、次いで「災害時の情報入手や連絡の手段がない」16.3%、「避難場所まで、自分一人では行けない」10.9%となっています。



④ 災害発生時前の備えとして、重要だと思うこと（複数回答）

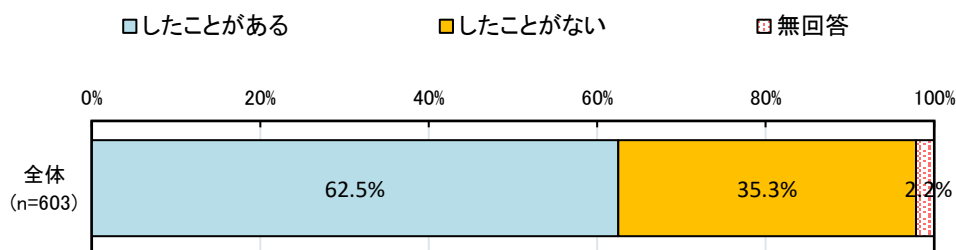
「危険箇所の把握」59.7%が最も高く、次いで「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」46.3%、「地域での避難訓練の実施」30.2%となっています。



(6) 障がい者施策について

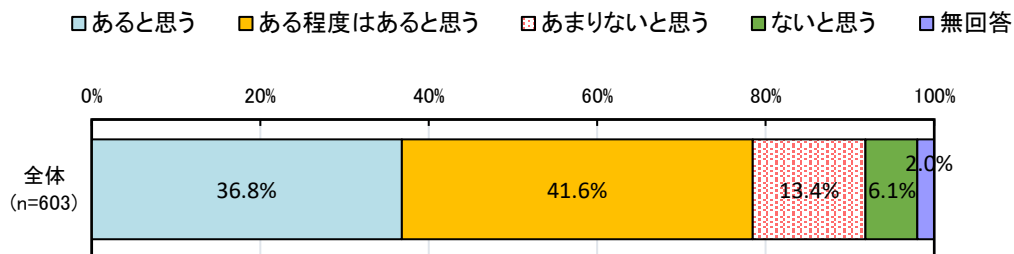
① 障がい者が困っている時に、手助けしたことがあるか

「したことがある」が62.5%、「したことがない」が35.3%となっています。



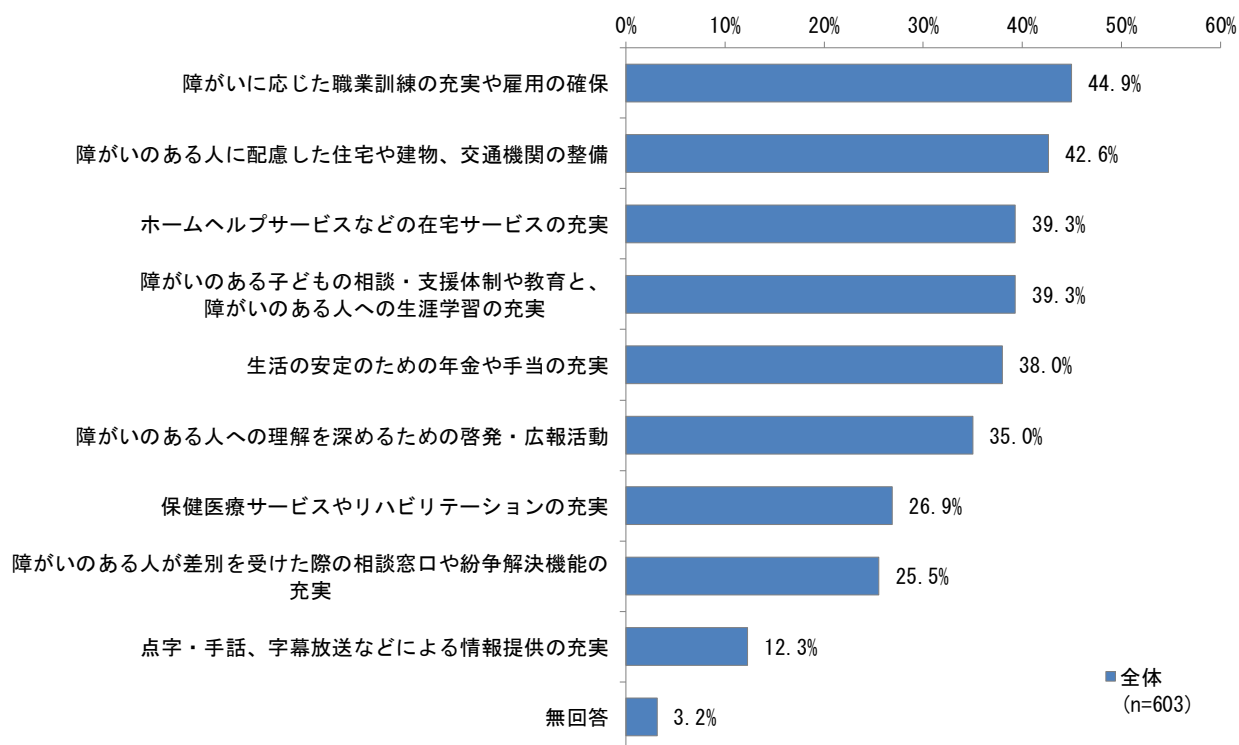
② 障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか

「ある程度はあると思う」41.6%が最も高く、次いで「あると思う」36.8%、「あまりないと思う」13.4%となっています。



③ 障がい者施策として、国や地方公共団体が力を入れる必要があること（複数回答）

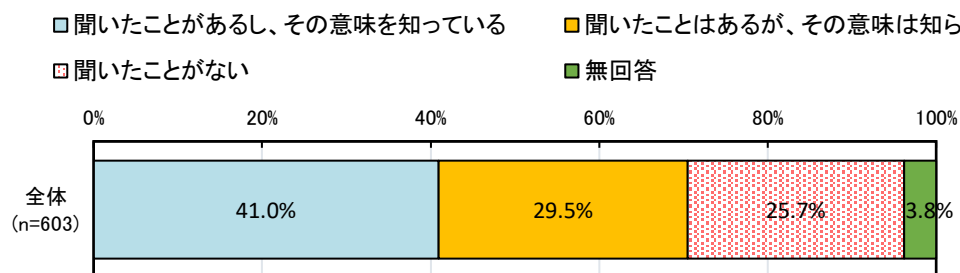
「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」44.9%が最も高く、次いで「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」42.6%、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」39.3%となっています。



(7) 成年後見制度や再犯防止について

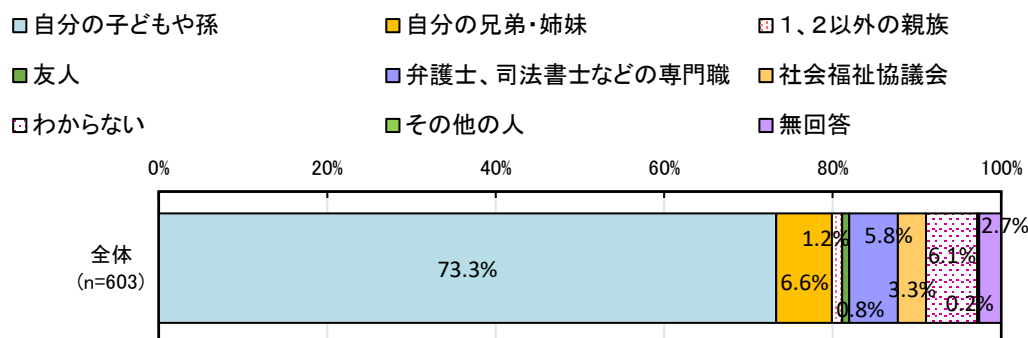
① 成年後見制度の認知度

「聞いたことがあるし、その意味を知っている」41.0%が最も高く、次いで「聞いたことはあるが、その意味は知らない」29.5%、「聞いたことがない」25.7%となっています。



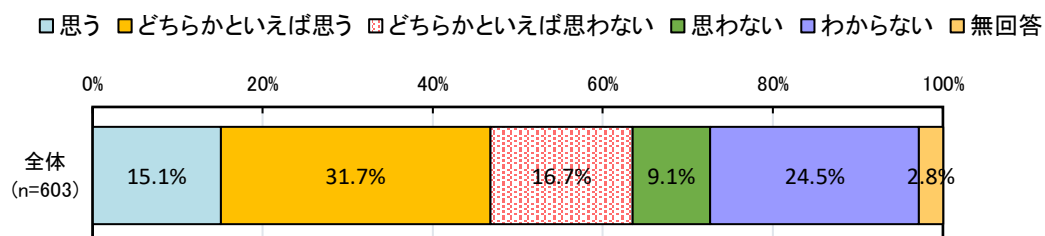
② ひとり暮らしの高齢者と想定した場合、金銭管理等を誰にお願いしたいか

「自分の子どもや孫」73.3%が最も高く、次いで「自分の兄弟・姉妹」6.6%、「わからない」6.1%となっている。



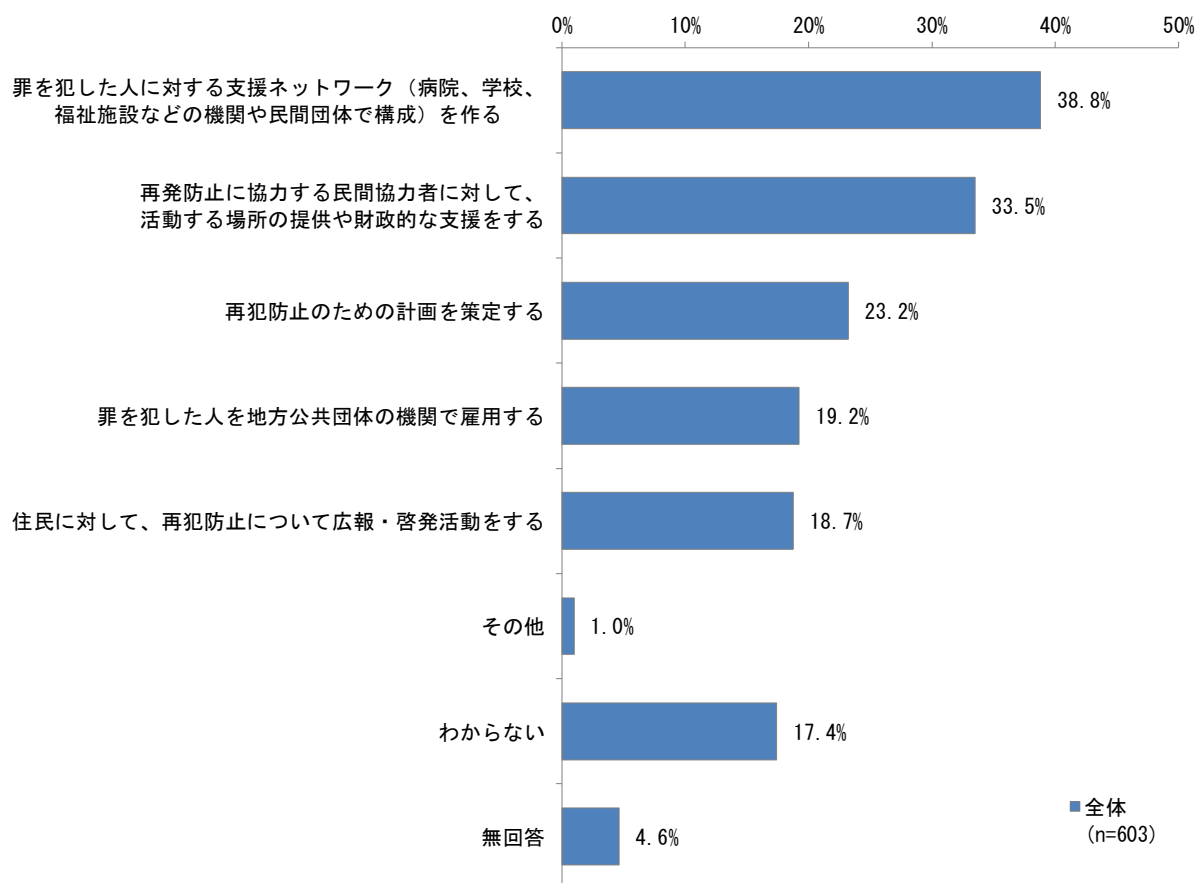
③ 罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思うか

「どちらかといえば思う」31.7%が最も高く、次いで「わからない」24.5%、「どちらかといえば思わない」16.7%となっています。



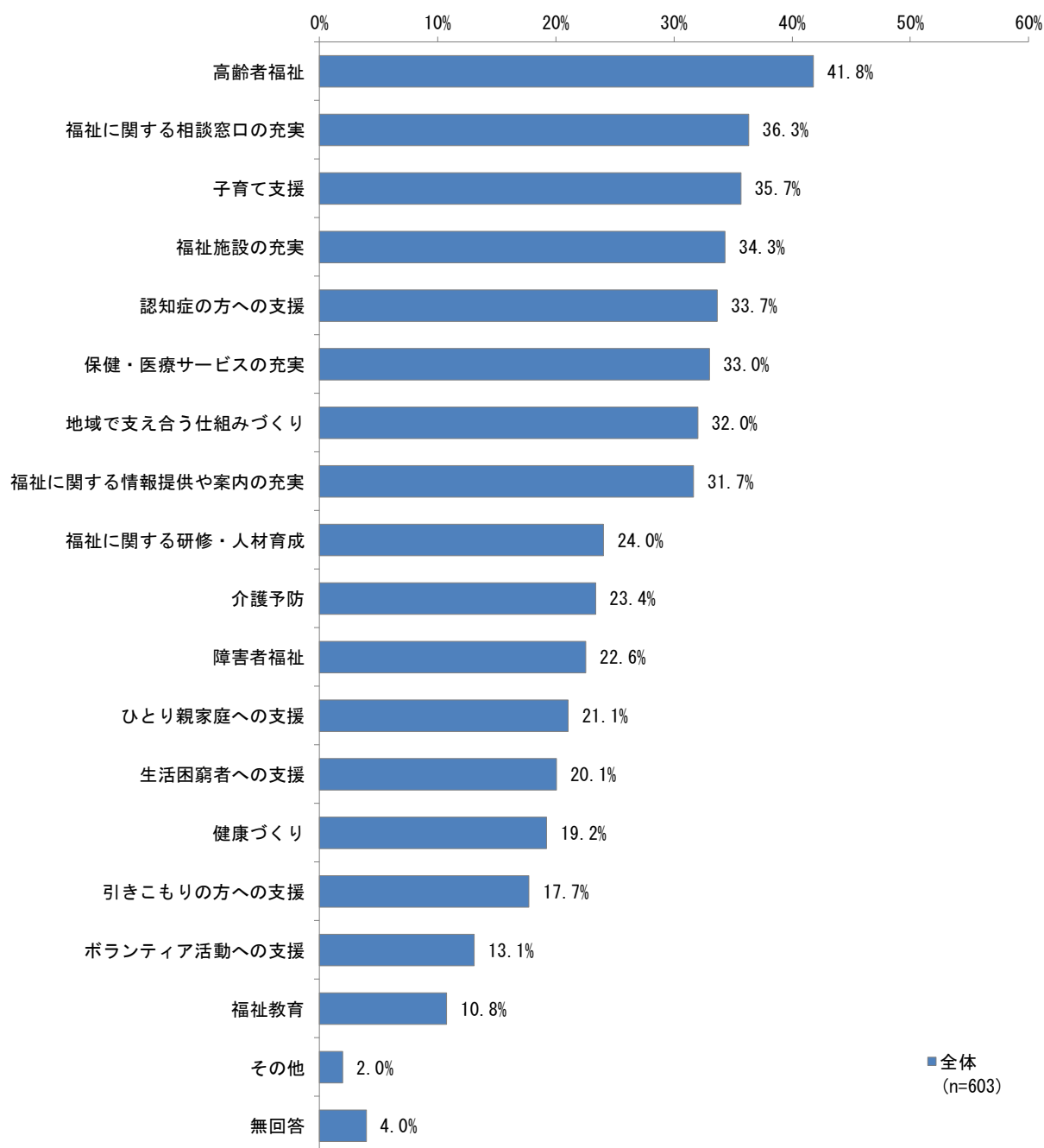
④ 再犯防止のため、地方公共団体がすべきこと（複数回答）

「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作る」38.8%が最も高く、次いで「再発防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」33.5%、「再犯防止のための計画を策定する」23.2%となっています。



(8) 今後取り組むべき福祉施策（複数回答）

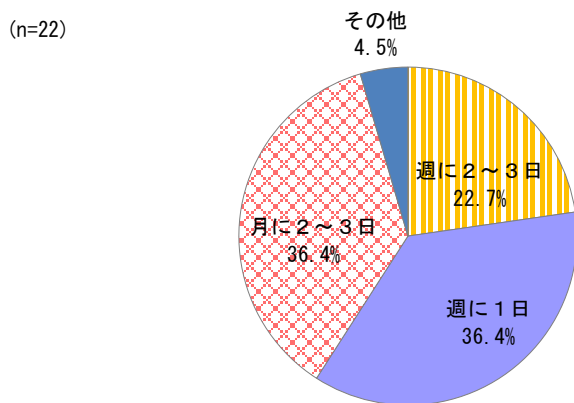
「高齢者福祉」41.8%が最も高く、次いで「福祉に関する相談窓口の充実」36.3%、「子育て支援」35.7%となっています。



8 民生委員等アンケート調査結果にみる本町の状況

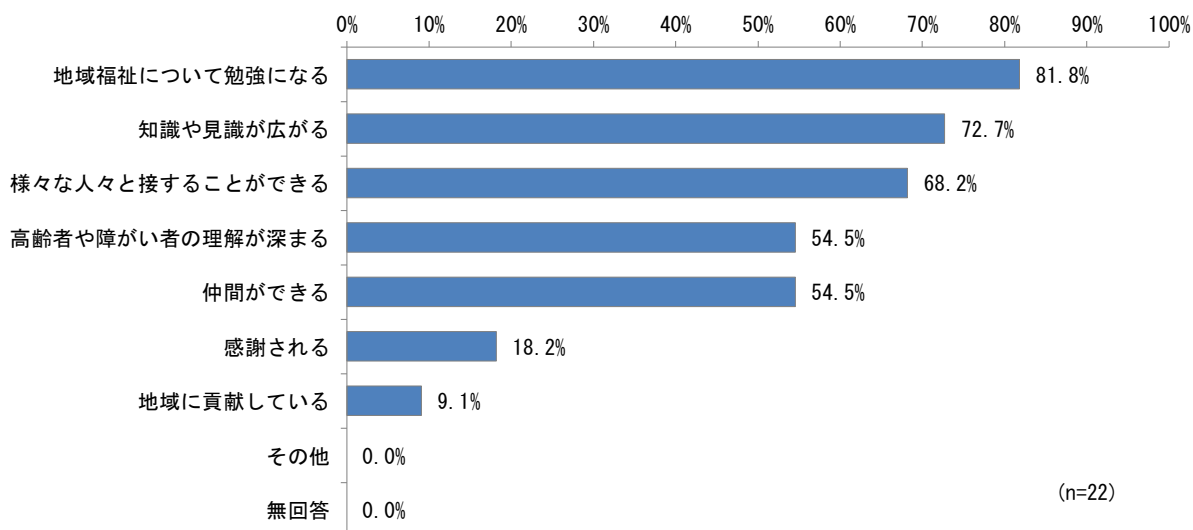
(1) 1か月のおおよその活動日数

「週に1回」、「月に2～3日」が36.4%で最も高く、次いで、「週に2～3日」22.7%となっています。



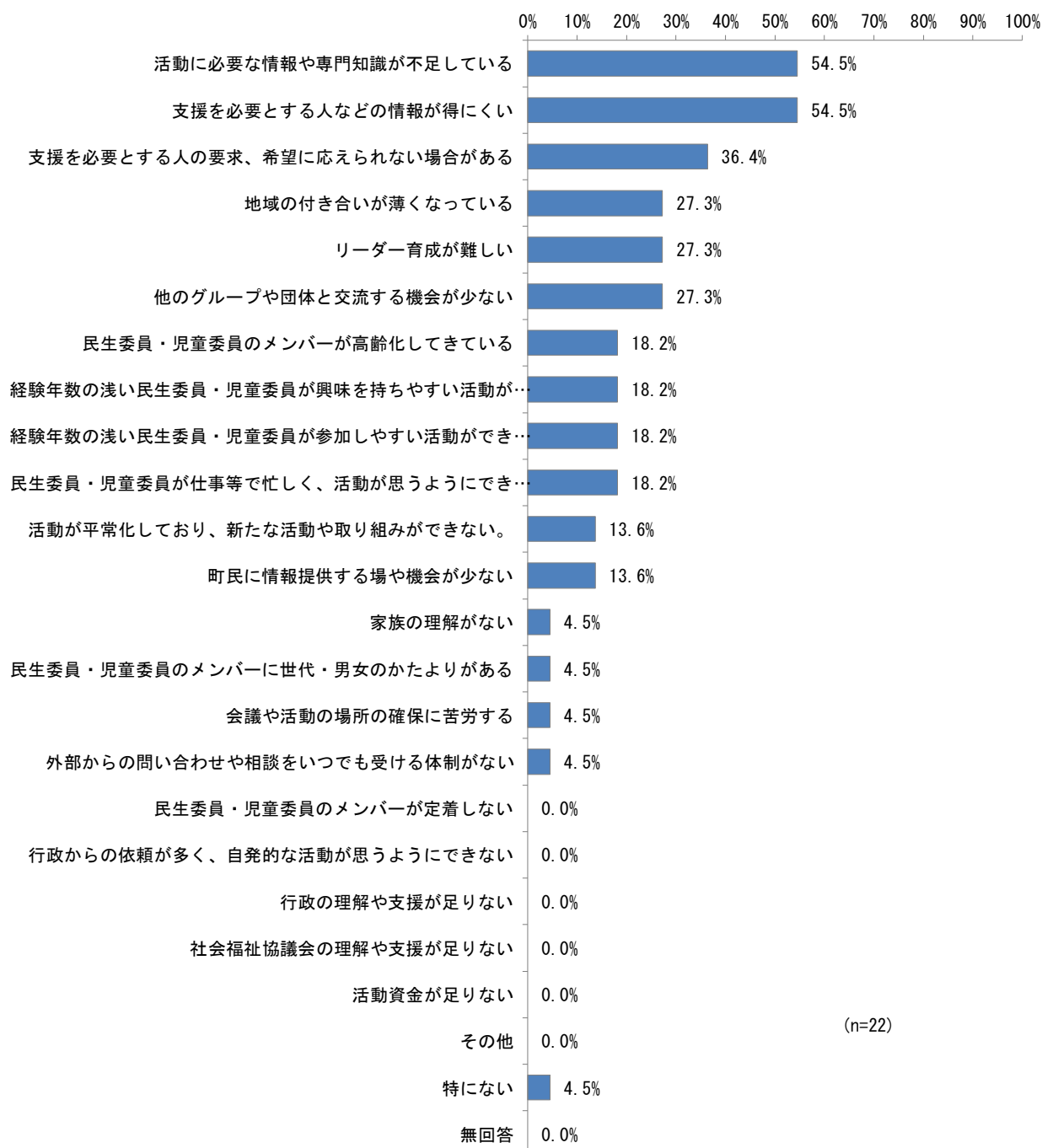
(2) 民生委員・児童委員の活動を通じて良かったこと（複数回答）

「地域福祉について勉強になる」が81.8%で最も高く、次いで、「知識や見識が広がる」72.7%、「様々な人々と接することができる」68.2%となっています。



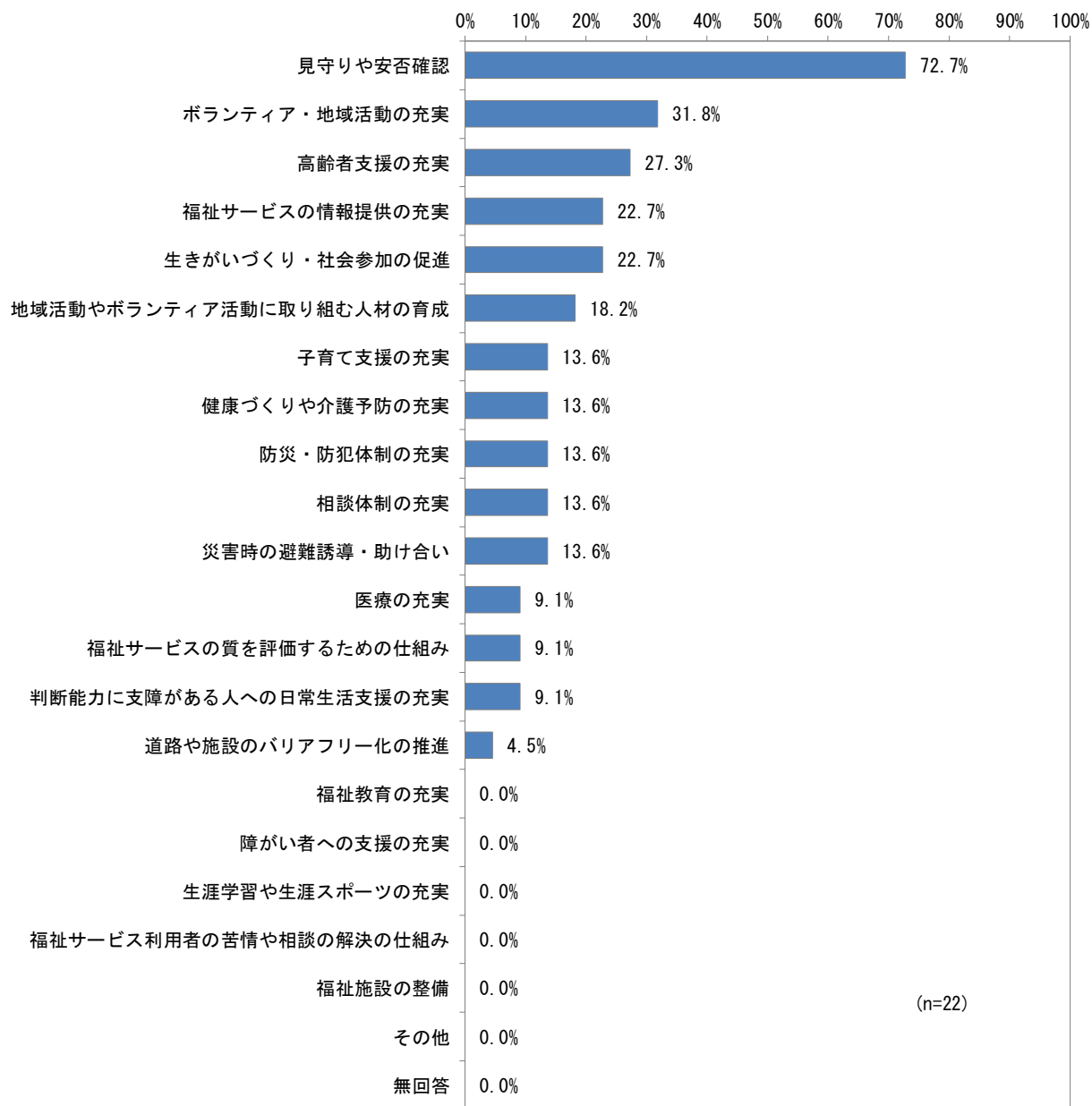
(3) 活動の中で、現在困っていること（複数回答）

「活動に必要な情報や専門知識が不足している」、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が54.5%で最も高く、次いで、「支援を必要とする人の要求、希望に応えられない場合がある」36.4%となっています。



(4) 誰もが安心して暮らしていくために、地域で重要なこと（複数回答）

「見守りや安否確認」が72.7%で最も高く、次いで、「ボランティア・地域活動の充実」31.8%、「高齢者支援の充実」27.3%となっています。



第2部 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 基本理念等

1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになっても、身近な人とつながり合いながら、社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化により増えていく多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がい者、子どもを含む全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを推進していくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

共につくる生きがいに満ちた
保健・医療・福祉のまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 地域住民が主役の福祉活動の推進
- 2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実
- 3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

3 施策の体系

【基本理念】

共につくる生きがいに満ちた
保健・医療・福祉のまちづくり

基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進

- 1 多様な主体が参画する福祉活動の推進
- 2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進
- 3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

基本目標2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

- 1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進
- 2 多様な福祉サービスの充実と利用促進
- 3 孤立させない相談支援体制づくり

基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

- 1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止
- 2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

第2章 施策の展開

基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

1 多様な主体が参画する福祉活動の推進

【現状及び課題】

- 民生委員・児童委員や自治公民館等の地域の関係団体においては、地域福祉を支える担い手の高齢化や固定化などの課題を抱えています。
- 人と人とのつながりが希薄化する中、隣近所同士の助け合いや地域での支え合いなど「共助」の重要性が高まっており、地域の福祉活動のさらなる充実を図っていく必要があります。
- 地域の福祉活動を効果的に展開していくためには、地域の関係団体が緊密に連携を図りながら、福祉活動を推進していく必要があります。
- 地域では、様々な福祉活動が行われていますが、地域住民に十分に認知されていない状況にあります。

【今後の方向性】

多様な主体が参画する福祉活動を推進していくため、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めるほか、福祉活動のさらなる充実や地域の関係団体の連携・交流の促進を図るとともに、福祉活動の積極的な情報発信に努めます。

(1) 協働によるまちづくりの推進

本町では、平成17年9月に「中種子町安全安心まちづくり条例」を制定し、自治公民館組織や各種団体などが参画しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。今後も、各団体や個人が主体的にまちづくりに参画し、達成感が得られるような環境づくりを推進します。

(2) 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域住民が主役の福祉活動を推進していくため、福祉活動を積極的に情報発信し、幅広く気軽に参加できる福祉活動を展開することで、地域福祉を支える担い手の発掘に取り組めます。

(3) 福祉活動の充実

支え合う地域づくりを推進するため、地域団体や関係機関等の活動を支援します。また、地域住民にとって最も身近なコミュニティ組織である自治公民館での活動を支援します。

(4) 地域の関係団体の連携・交流

地域の福祉活動を効果的に展開していくため、地域の関係団体が連携を図りながら活動できるように支援するとともに、その活動に対して、助言や情報提供を行うなど、関係団体の連携・交流を促進します。

(5) 福祉活動の積極的な情報発信

地域の福祉活動に関する情報を、より多くの地域住民に届けるため、広報紙ホームページ、SNSなど各種広報媒体を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めます。

2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進

【現状及び課題】

- 地域での支え合いの重要性が高まる中、より多くの人に地域福祉に関心をもってもらう必要があります。
- ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況もあります。
- 地域において支援を必要とする方が増加する中、ボランティア活動を担う人材の発掘・育成のほか、ボランティア活動団体への支援に努める必要があります。

【今後の方向性】

地域住民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、イベントや福祉活動などの情報発信を行い、ボランティア活動への参加促進を図ります。

(1) 地域福祉に関する意識の高揚

多くの人に地域福祉に関心をもってもらうため、様々な機会を通じて、地域活動に関する情報を発信し、住民の自発的な活動意識の高揚を図ります。

(2) 地域活動団体等への支援

自治公民館や民生委員・児童委員、ボランティア等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう、研修会等の情報提供を行います。

(3) 地域リーダーの育成と活動支援

地域福祉活動を主導的に進める人材の確保のため、養成講座・研修会等を実施を検討します。

(4) ボランティア等の育成と活動支援

ボランティア活動を広く住民に周知するとともに、福祉に関する講座等の受講者に対し、ボランティアに関する情報を提供することにより、受講後の活動継続を図ります。

3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

【現状及び課題】

- 大雨や台風、地震など、様々な危機事象が全国各地で発生している中、「自らの命は自ら守る」、「地域住民で助け合う」といった防災意識の高揚を図るほか、地域の防災対策の充実を図る必要があります。
- 交通事故などの不慮の事故が身近な地域で発生しているほか、声かけやつきまとい事案など、子どもが犯罪にあう危険が増加しています。
- 高齢者や障がい者が被害者となりうる特殊詐欺や消費者トラブル等のさらなる増加が懸念されています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

【今後の方向性】

みんなで支え合う安心安全な地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、災害時の要支援者の情報把握に努めます。

また、地域住民を犯罪、消費者トラブルなどから守るため、町福祉・消費生活センターの相談支援体制の充実に努めます。

(1) 災害時における要支援者への支援対策の推進

災害時に自力で避難することができず、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない方に必要な支援を行うため、地域住民や自治公民館、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と協力し対象者の調査・状況把握を継続します。

（２）地域防災意識の醸成

地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成するため、団体や地域での防災教育や学習等の支援を行います。

（３）全ての人にやさしい避難所機能の充実

高齢者や障がい者などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、全ての人々がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所機能の充実を図ります。

（４）福祉・防犯対策等の充実

高齢者や障がい者、子どもなどを、交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守り、安心安全で暮らしやすい地域づくりを進めるため、地域における見守り活動を行います。

また、消費生活トラブル被害に遭わないための対策や被害に遭った場合の対応について情報提供や啓発に取り組みます。

基本目標２ 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に取り組みます。

1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進

【現状及び課題】

- 悩みや不安を感じた時に、近所の人や地域の関係団体に相談する方は少なく、また、困った時に頼れる人が身近にいない方が少なくありません。
- 個人や家庭を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきているほか、制度の狭間の課題への対応も求められてきています。

【今後の方向性】

誰もが相談しやすい包括的な支援体制を推進していくため、悩みや不安を抱えている人を孤立させずに、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実をめるとともに、関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(1) 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり

役場窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会等が連携を図り、住民からの相談に適切に対応できる体制を構築します。また、各種研修の受講を促し、職員の資質の向上に努め、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携による地域生活課題の早期把握

地域生活課題を早期に把握するため、民生委員・児童委員等による地域の見守り活動の支援及び情報の共有化を図ります。

また、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、地域支援ニーズとサービス提供者のマッチングなど、人と情報、サービスがつながる関係を目指し、支援を求める人に必要な支援を円滑に行うことができる仕組みづくりを推進します。

(3) 分野横断的相談支援体制の充実

支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、分野横断的相談体制の充実を図ります。

2 多様な福祉サービスの充実と利用促進**【現状及び課題】**

- 高齢化の進行や核家族化の進展などにより、地域住民のニーズが多様化する中、各種福祉サービスの充実を図る必要があるほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援も求められています。
- 運動不足などにより、生活習慣に課題のある人が増えているほか、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えています。
- 支援を必要としている人に、必要な福祉サービスの情報が行き届くよう、情報発信の充実を図る必要があります。
- 各種福祉サービスの更なる充実を図るため、福祉サービス提供者等の育成・確保に努める必要があります。
- 地域住民の多様化するニーズに適切に対応していくためには、福祉の領域だけではなく、様々な分野との連携が必要です。

【今後の方向性】

多様な福祉サービスの充実と利用促進を図るため、高齢・介護や障がい、子ども、生活困窮などのサービスの充実を図るほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

また、地域住民の体とこころの健康づくりを支援するほか、福祉サービスの情報発信の充実や福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

さらに、地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、まちづくりや産業、環境、教育分野等と連携を図りながら、様々な取組を推進します。

（１）高齢者福祉・介護サービスの利用促進

高齢者が生きがいをもって自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、高齢者クラブや高齢者サロン活動の支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参画を促進します。

また、地域包括支援センター等における相談支援、認知症サポーターの養成など、安心・安全な暮らしの確保、介護予防・地域支援体制及び介護サービスの充実に取り組みます。

（２）障害者福祉サービスの利用促進

障がい者が生きがいをもって自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向け、相談支援のほか、居宅介護や外出支援、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの適正な支給決定を行い、障害福祉サービス・療育等の充実、障がい者を支える社会環境づくりの推進に取り組みます。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、自立支援協議会において、課題の整理分析、解決に向けた調査・検討を進めます。

（３）成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった人が安心して暮らせる地域づくりに向けて、「第1期中種子町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。

（４）子ども・子育て支援サービスの利用促進

子育てに希望あふれる地域づくりに向けて、子育て世代包括支援センターなど地域の子育て活動や相談支援を推進するなど、地域の子育て力の向上に取り組みます。

また、保育の受け皿確保や放課後児童クラブの整備など、仕事と子育ての両立に向け、安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます。

(5) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者が地域で自立した生活ができるよう、生活相談や就労に関する相談に対応するほか、就労に向けた準備支援を推進します。

(6) 介護や世話をを行う家族等に対する支援

在宅での介護を必要とする高齢者や障がい者の家族等の負担軽減を図るため、訪問介護や居宅介護などによる支援のほか、地域包括支援センターにおける相談支援など、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

(7) 健康づくりの支援

誰もが健康に暮らせる地域づくりに向けて、各種検（健）診や健康教室の開催、メンタルヘルス対策など、体とこころの健康づくりを支援します。

(8) 福祉に関する情報発信の充実

広報紙やホームページ、SNSなどを効果的に活用して、福祉の各分野の制度や福祉サービス等の情報を分かりやすい内容に整理し、情報発信に努めます。

(9) 福祉サービス提供者等の育成・確保

地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、地域住民にとって最も身近な存在となる民生委員・児童委員が円滑な活動ができるよう、協議会への補助支援を推進します。

また、手話奉仕員や手話通訳者等の養成を支援するなど、福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

(10) まちづくり、産業、環境、教育分野等との連携

地域住民の多様化するニーズに適切に対応し、地域住民一人ひとりが生きがいをもって暮らせる地域づくりに向けて、地域の活性化に向けた取組を促進するほか、住宅確保要配慮者への支援、商店街等の活性化支援や地域の美化活動への支援、地域とともにある学校づくりなど、まちづくり、産業、環境、教育分野等と連携した取組を推進します。

3 孤立させない相談支援体制づくり

【現状及び課題】

○地域のつながりが希薄化する中、高齢者や障がい者、ひとり親家庭などは、地域で孤立しやすい状況におかれています。

○退職や人間関係などを理由にひきこもり状態となった方やその家族を、地域で孤立させずに、必要な支援を提供していく必要があります。

【今後の方向性】

孤立させない相談支援体制づくりを推進し、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、地域で孤立しやすい方々の自立と社会参加の促進を図ります。

また、ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、関係機関等と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

(1) 高齢者や障がい者等に対する自立支援

民生委員・児童委員等による見守り活動などを通じて、孤立しやすい高齢者や障がい者、ひとり親家庭などの把握に努めます。

また、孤立した状況から課題やニーズに応じた各種相談機関につなぎ、必要な福祉サービスの提供、就労支援等を行い、安心して暮らせるよう自立支援に努めます。

(2) 自殺のないまちづくりの推進

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「中種子町自殺対策行動計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します。

(3) 犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「第1期中種子町再犯防止推進計画」に基づき施策の推進を図ります。

(4) ひきこもりに対する支援

ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、生活相談や就労に関する相談に対応し、ひきこもりに対する支援の充実に努めます。

基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止

【現状及び課題】

- 社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化しています。
- 障がい者への差別や虐待、子どもや高齢者への虐待、配偶者等からの暴力（DV）を防止する必要があります。

【今後の方向性】

地域で暮らす全ての人々が、性別、年齢、国籍等に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりを推進します。

また、障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止のほか、子どもや高齢者への虐待防止、配偶者等からの暴力の防止に努めます。

(1) 一人ひとりの人権の尊重

様々な人権問題に対して正しい理解や認識を深めるため、家庭や地域社会、学校など、あらゆる場や機会を捉え、人権教育や人権啓発を推進し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めます。

(2) 差別・虐待・暴力の防止

障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止に向けて、障がいに関する正しい理解の促進を図るとともに相談支援事業所等の関係機関と連携し、相談支援の充実などに努めます。

要保護児童対策地域協議会においては、児童虐待等の発生予防から早期発見、早期支援等のため、関係機関と連携し切れ目のない総合的な支援を実施します。

2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

【現状及び課題】

○高齢者や障がい者などの自立と社会参加の促進を図るためには、建築物や交通機関、生活環境のバリアフリー化のほか、移動手段の確保が必要です。

【今後の方向性】

誰もが暮らしやすい生活環境づくりに向けて、住宅や公共施設等のほか、道路、交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者や障がい者等に対する移動手段の確保に努めます。

(1) 住宅や公共施設等のバリアフリー化

高齢者や障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、町営住宅や公共施設等のバリアフリー化を促進します。

(2) 道路や歩道等のバリアフリー化

子どもや障がい者、高齢者を含め全ての人が安全かつ快適に移動ができるよう、道路や歩道等のバリアフリー化を進めます。

(3) 高齢者や障がい者等に対する移動手段の確保

地域住民の買物や通院、通学など日常生活における交通手段を確保するため、コミュニティバスを運行します。

また、福祉有償運送の利用促進など、高齢者や障がい者の移動手段の確保に努めます。

第3部 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

本町の総人口は減少傾向で推移しています。令和2年の総人口7,539人、高齢化率39.4%（国勢調査）が、令和22年には総人口5,146人、高齢化率47.8%（国立社会保障・人口問題研究所）になると推測されています。

このような状況から、「認知症高齢者の増加」や知的及び精神障がい者を支える親の高齢化による「親なき後問題」が課題となってくることが予測されます。

そのため、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度に関する取組を継続的・体系的に実施していくため「第1期中種子町成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

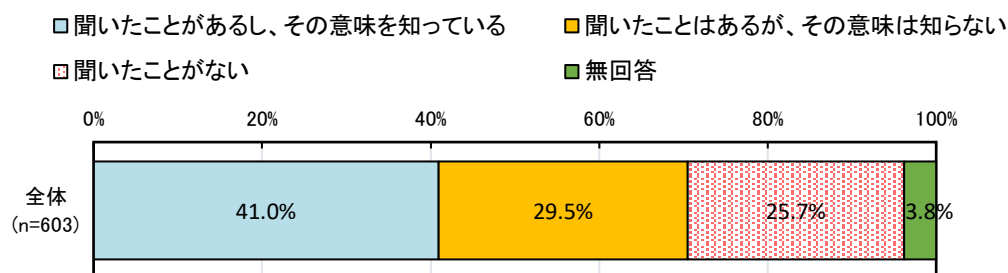
2 計画の位置付け

基本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

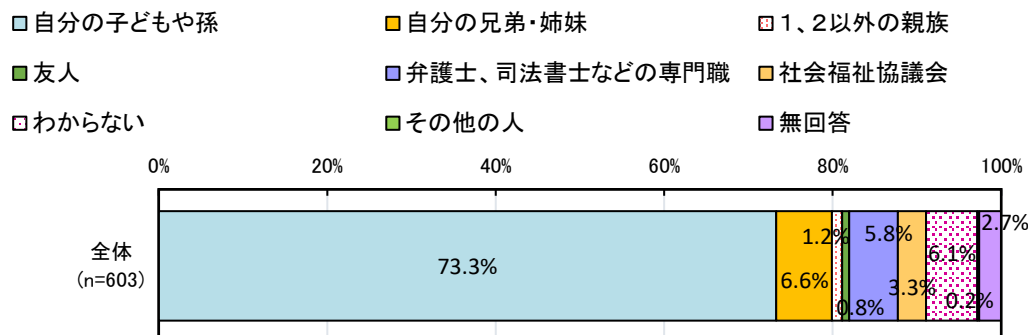
3 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

（1）成年後見制度の認知度

「聞いたことがあるし、その意味を知っている」41.0%が最も高く、次いで「聞いたことはあるが、その意味は知らない」29.5%、「聞いたことがない」25.7%となっています。



(2) ひとり暮らしの高齢者と仮定して、契約行為や金銭管理を誰にお願いしたいか
 「自分の子どもや孫」73.3%が最も高く、次いで「自分の兄弟・姉妹」6.6%、「わからない」6.1%となっています。



4 本町の課題

- 成年後見制度の認知度を高め、利用を促すとともに、中核機関の設置、後見活動や日常生活支援を担う市民後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。
- 地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- 今後の高齢化の進展によって増加が予測される認知症高齢者については、当人の権利擁護の推進だけでなく、町民に対して認知症に関する正しい知識を周知するとともに、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。

5 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、中核機関を設置するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築します。

6 基本的な考え方及び実施方針

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、本町の地域連携ネットワーク及び中核機関の基本的な考え方及び実施方針は以下のとおりとします。

(1) 地域連携ネットワークの三つの役割

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、財産管理や必要なサービスの利用手順を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

③ 成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた支援を可能とする地域の支援体制を構築します。

(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

(3) 中核機関の設置

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になります。そのため、中核機関を設置します。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

(4) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、「不正防止効果」にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

7 成年後見町長申立てと利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

第4部 再犯防止推進計画

1 計画策定に向けた基本的な考え方

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年最多を記録し、平成14年（285万3,739件）をピークに減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。

この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を閣議決定し、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を閣議決定しています。

また、鹿児島県においては、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「鹿児島県再犯防止推進計画」を平成31年3月に策定しました。

このような状況を踏まえ、本町では、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することについて、理解促進などの対策を実施していくことにより、再犯防止の推進を目的とする「第1期中種子町再犯防止推進計画」を策定します。

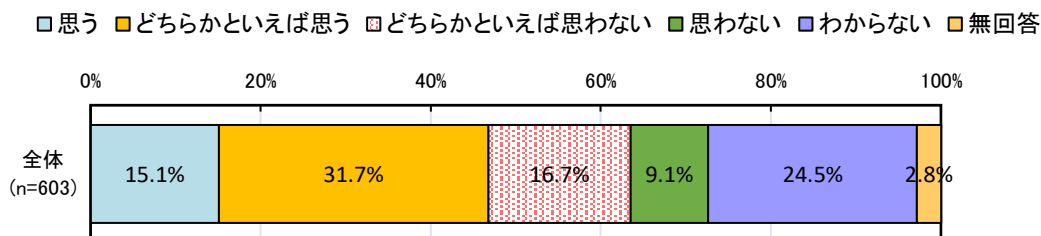
2 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。

3 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

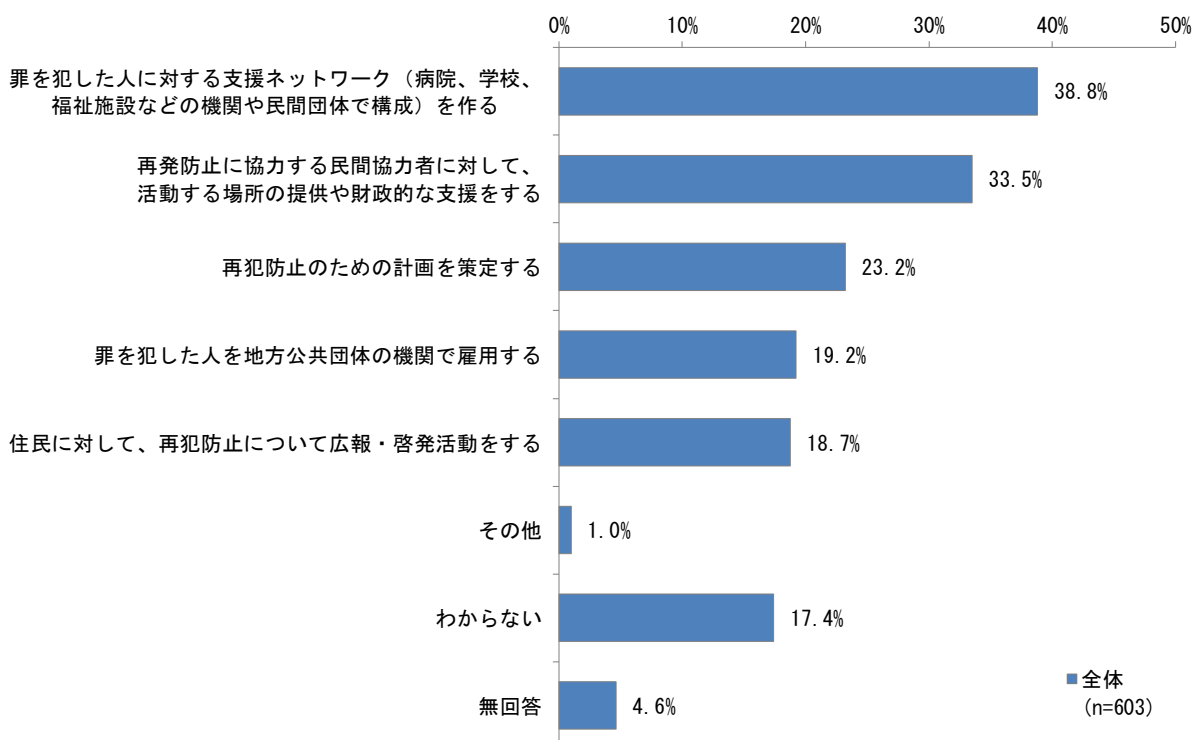
(1) 罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思うか

「どちらかといえば思う」31.7%が最も高く、次いで「わからない」24.5%、「どちらかといえば思わない」16.7%となっています。



(2) 再犯防止のため、地方公共団体がすべきこと（複数回答）

「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作る」38.8%が最も高く、次いで「再発防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」33.5%、「再犯防止のための計画を策定する」23.2%となっています。



4 基本方針

この計画の基本方針は、国の第二次再犯防止推進計画及び鹿児島県再犯防止推進計画を踏まえ、罪を犯した人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることにより、町民の犯罪被害を防止するため、次の施策に取り組みます。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉的支援
- (4) 非行の防止と修学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

5 施策方針

(1) 広報・啓発活動の推進

地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、または罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

また、再犯防止に関する様々な取組を実施することにより、役場窓口対応職員や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、罪を犯した人等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進します。

(2) 就労・住居の確保

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援が必要です。そこで、町は刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

また、保護司と家族や地域・関係機関が連携して、受刑者等の出所後の生活環境の調整の充実に取り組みます。

(3) 保健医療・福祉的支援

地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がい者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

また、違法薬物による弊害を町民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組みます。薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人やその家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

(4) 非行の防止と修学支援

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

また、非行等により通学や進学を中断した未成年に対して、本人の意向を踏まえ、学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して修学を支援します。

(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。罪を犯した人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることで再犯につながる一因と考えられます。

再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組は地域福祉活動の一環です。地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。多様な地域ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する自治公民館、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が地域福祉の担い手となります。そのため、行政と関係機関・団体等の地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの取組を果たしながら協働して推進していきます。

第5部 重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。一方で、福祉分野で活躍する従事者のなり手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となるような地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。このように「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

これまでの福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、その内容を充実させてきました。

一方で、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが存在しています。

これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、地域住民が持つ様々なニーズへの対応が困難になっています。

そのような中、地域共生社会の実現に向けて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月から実施されることとなった新たな事業が重層的支援体制整備事業となります。

2 重層的支援体制整備事業の目的

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）において創設された重層的支援体制整備事業は、既存の「高齢」、「障がい」、「子ども・子育て」、「生活困窮」の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

そのため、従来、「高齢」、「障がい」、「子ども・子育て」、「生活困窮」に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、同第106条の9）として交付され、一体的な執行が可能となります。

3 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業では、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、①「相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を柱としています。

この三つの支援の内容は、個別支援の観点から、①「相談支援」によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関全体で支援を進めるとともに、②「参加支援」を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた「地域づくりに向けた支援」によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、「人と人」のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものであり、これらを一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなっていくます。

また、これら三つの支援を効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。

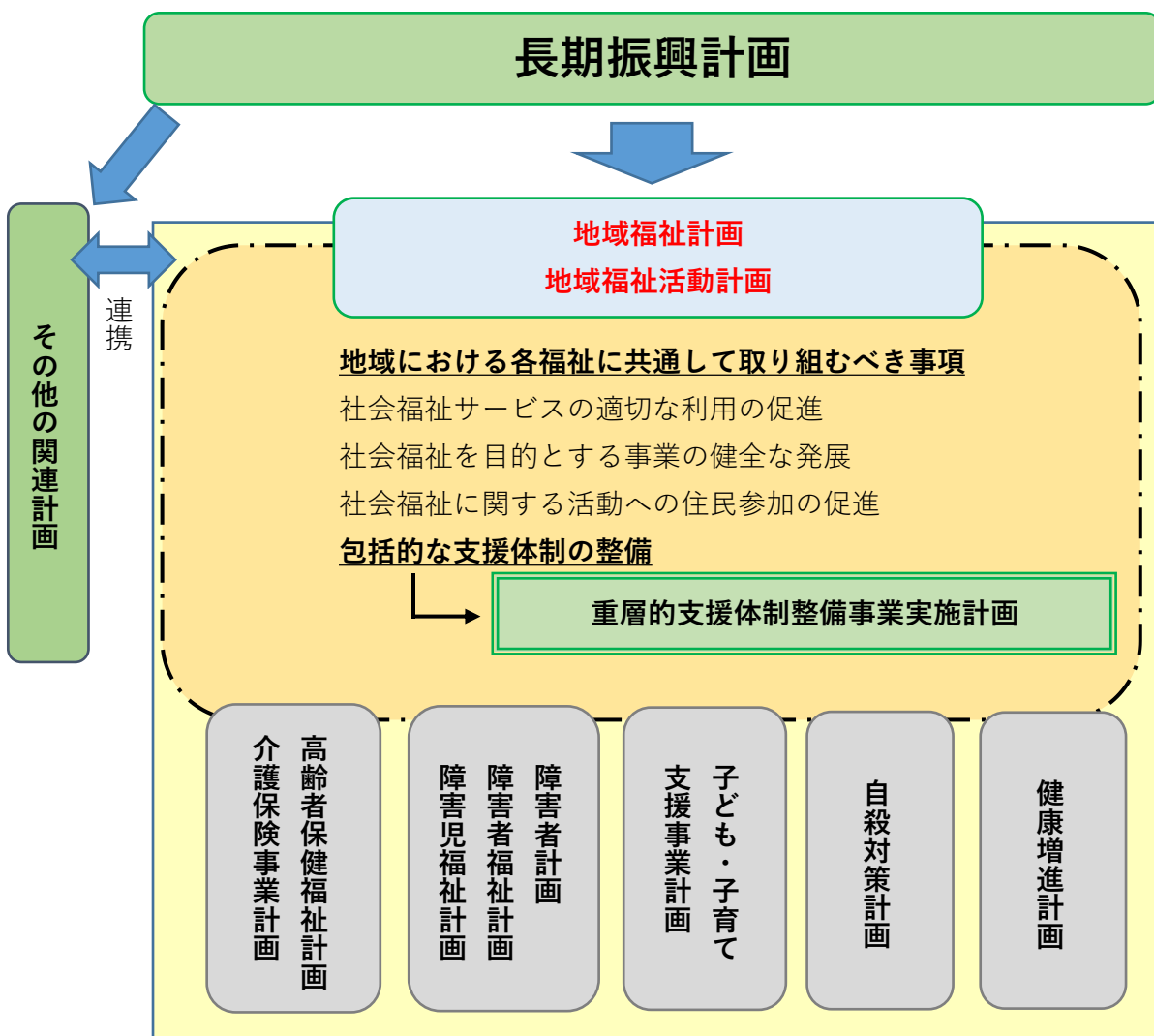
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1 計画の位置付け

中種子町重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、本計画の上位計画である「中種子町地域福祉総合計画」において、基本目標として、「1 地域住民が主役の福祉活動の推進」、「2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実」、「3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり」を掲げています。

あわせて、重層的支援体制整備事業が属性を問わず、分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画及び長期振興計画などとも整合性を図った計画とします。



第3章 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

1 重層的支援体制整備事業の実施体制

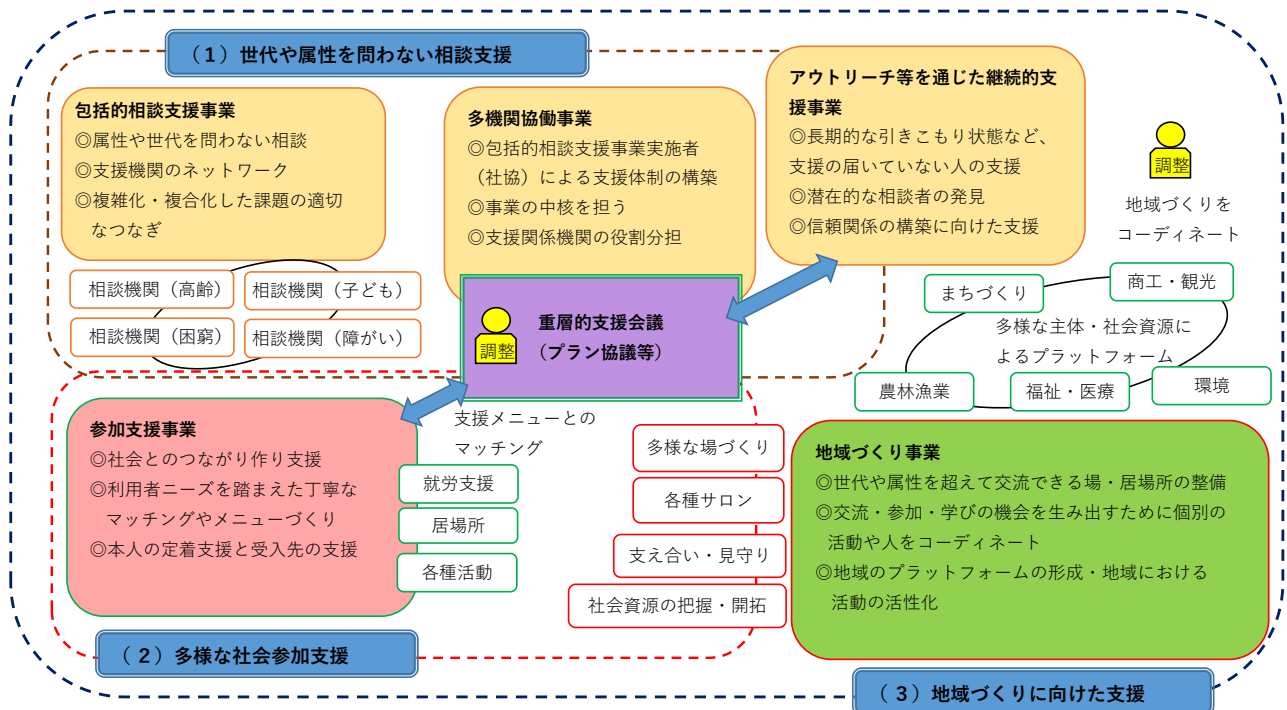
中種子町では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において、包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談を各支援機関につなぎますが、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように調整を行います。

なお、長期にわたり、ひきこもり状態にあるなど、自ら支援につながる人が難しい人の中には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。

また、相談者の中で、社会との関係が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な方には参加支援事業を活用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

さらに、地域づくり事業を通じて、住民同士のケア及び支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生や深刻化防止を目指します。

以上の各事業が相互に重なり合いながら、中種子町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。



(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

中種子町における相談支援は、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野にも窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

① 【高齢】地域包括支援センターの運営

設置箇所数：1か所

支援対象者：高齢者及びその家族等

関係部署：高齢者支援係

設置形態：直営

② 【障がい】障害者相談支援事業

設置箇所数：1か所

支援対象者：障がい者及びその家族等

関係部署：社会福祉法人

設置形態：委託

③ 【子ども】利用者支援事業

設置箇所数：1か所

支援対象者：子ども及びその保護者等

関係部署：こども未来係

設置形態：直営

④ 【困窮】自立相談支援事業（【福祉事務所未設置町村相談事業】）

設置箇所数：1か所

支援対象者：現に困窮している人及びその家族等

関係部署：福祉係、社会福祉協議会

設置形態：委託及び直営

(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズなどに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の創出を図り、本人や世帯のニーズに合った支援メニューを増やします。

支援対象者：何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の資源では対応できない狭間のニーズを有し、社会参加が必要と思われる人や世帯等
設置形態：委託（社会福祉協議会）

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

介護、障がい、子育て、生活困窮などの各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチングなどにより、地域における多様な主体による取組のコーディネートなどを行います。

① 【高齢】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

設置箇所数：1か所

支援対象者：高齢者及びその家族等

関係部署：高齢者支援係

設置形態：直営

② 【高齢】生活支援体制整備事業

設置箇所数：1か所

支援対象者：高齢者及びその家族等

関係部署：NPO法人等

設置形態：委託

③ 【障がい】地域活動支援センター事業

設置箇所数：1か所

支援対象者：障がい者及びその家族等

関係部署：NPO法人

設置形態：委託

④ 【子ども】地域子育て支援拠点事業

設置箇所数：1か所

支援対象者：子ども及びその保護者等

関係部署：中央保育所

設置形態：直営

⑤ 【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

設置箇所数：1か所

支援対象者：現に困窮している人及びその家族等

関係部署：社会福祉協議会

設置形態：委託

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

設置箇所数：1か所

関係部署：社会福祉協議会

設置形態：委託

実施内容：アウトリーチ等の手法を用いて、支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して、必要な支援へ結びつけます。あわせて、町の相談支援機関においても、各支援関係機関等と連携し、必要に応じてアウトリーチ等により相談支援を行います。

(5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

設置箇所数：1か所

関係部署：社会福祉協議会

設置形態：委託

実施内容：複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは、対応が困難なケースについては、法第106条の6に規定される「支援会議」や「重層的支援会議」を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

2 関係機関との連携強化や多分野協働

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取組を活かしつつ、地域の幅の広い支援関係機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施することで、相談者とその家族の複合化・複雑化した支援ニーズに包括的に対応する体制を構築するものです。本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動を拡大します。

また、社会とのつながりの希薄化や社会参加の機会に十分恵まれない、災害時の支援ニーズ対応などの課題については、地方創生、まちづくり、環境、農林商工、観光、防犯などと福祉の領域を超えた多分野協働により、社会資源を把握・開発し、多様な社会参加と地域社会の持続を図ります。

第6部 計画の推進

1 円滑な推進のための責務と役割

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

(1) 地域住民

一人ひとりが地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的な参加が求められています。

(2) 民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携するとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

(3) 医療機関、福祉サービス事業者など

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ることが求められています。

(4) 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

(5) 行政

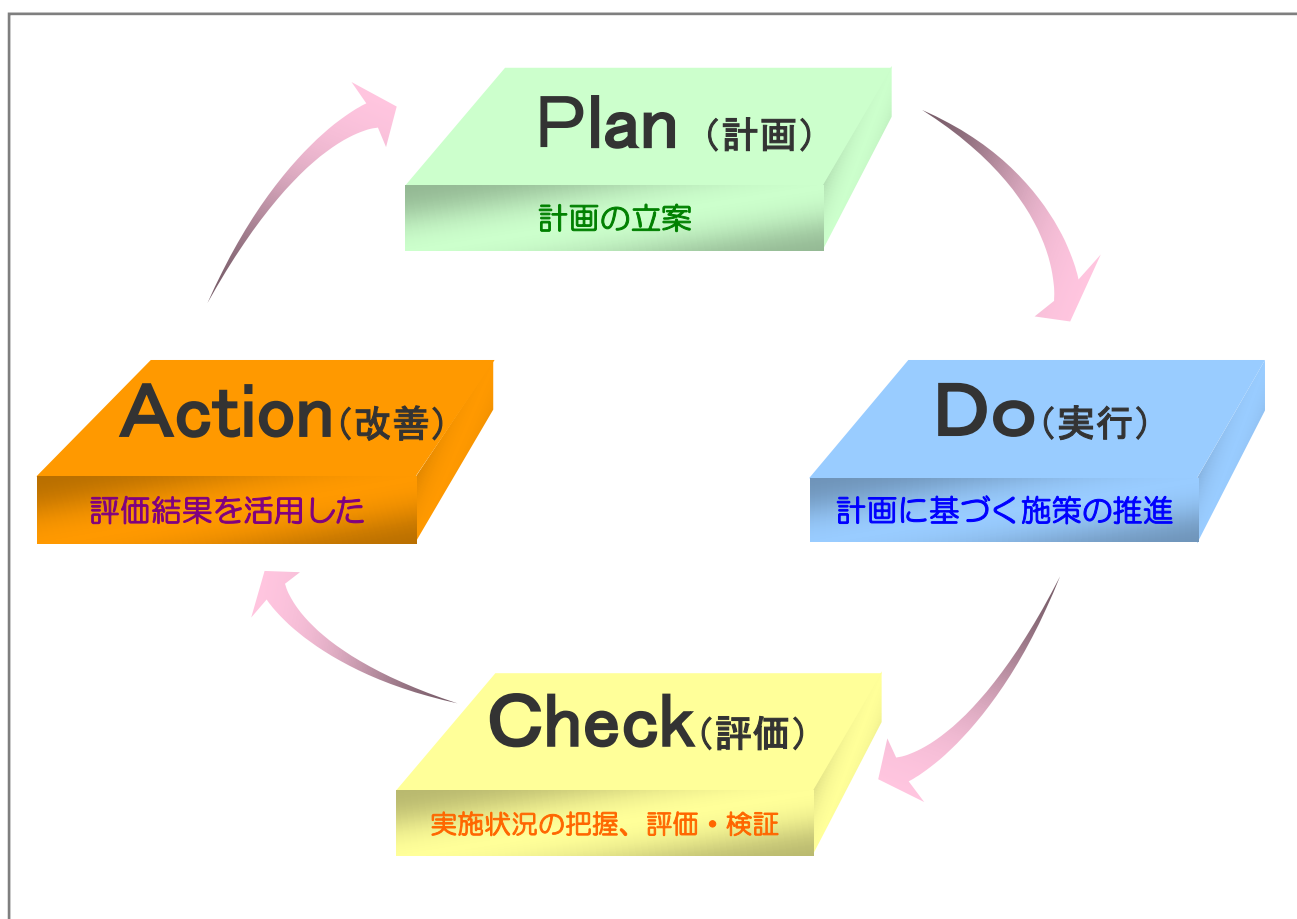
地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2 計画の点検・評価

地域福祉推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

【計画の点検・評価】



資料編

1 中種子町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

令和5年8月15日

告示第90号

(設置)

第1条 中種子町地域福祉計画及び中種子町地域福祉活動計画(以下「地域福祉総合計画」という。)を策定するため、中種子町地域福祉総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 地域福祉総合計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副町長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(事務局の設置)

第7条 委員会の事務局を中種子町福祉環境課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	役職名	備考
1	民生委員協議会代表	
2	老人クラブ代表	
3	身体障害者福祉協会代表	
4	自治公民館連絡協議会代表	
5	PTA 連絡協議会代表	
6	保護司会代表	
7	社会福祉協議会代表	
8	副町長	

2 中種子町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿

	役職名	氏名	備考
1	民生委員協議会代表	濱崎 秀志	
2	老人クラブ連合会代表	蓮子 昭夫	
3	身体障害者福祉協会代表	中 峯 泉	
4	自治公民館連絡協議会代表	松崎 義貞	
5	P T A連絡協議会代表	山元 謙一	
6	保護司会代表	須賀 聡美	
7	社会福祉協議会代表	森山 辰郎	副委員長
8	中種子町副町長	阿世知 文秋	委員長
9	地域福祉課長	森山 豊	事務局
10	福祉係長	中村 隆幸	事務局
11	社会福祉協議会事務局長	日高 准	事務局

3 用語解説

か行	
共助	自分や家族で行う「自助」と行政が行う「公助」の間であって、地域が一体となって助け合うこと。
さ行	
再犯防止啓発月間	広く再犯防止についての関心と理解を深めてもらうため、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、毎年7月を、「再犯防止啓発月間」として定めている。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。
社会を明るくする運動	法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、全ての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、進んでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動。
制度の挟間	公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のこと。
た行	
第1号被保険者	介護保険制度においては、65歳以上の方のこと。第1号被保険者は、原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要になったときは、市町村の認定を受けてサービスを利用できる。
ダブルケア	「子育て」、「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。
中核機関	権利養護（成年後見等）の支援を必要とする町民に対し、迅速かつ適切な支援を行うために、各関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関のこと。
デマンド型地域交通システム	利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う予約型輸送サービスの一種で、利用者が居住する場所が分散しており、公共交通を導入することが難しい地域で導入することが多い。
な行	
ニッポン一億総活躍プラン	「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプラン。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
乗合タクシー	10人乗り以下のワゴン車や乗用車で、目的地や経路が近い人たちを一緒に送るサービス。乗車地も目的地も自由なものや、ある程度路線が決まっているものなど、様々な形態がある。

は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
8050問題	80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態を社会問題として捉えていること。
福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に支援が必要な人たちに配慮した避難施設。

第 1 期中種子町
地域福祉総合計画

令和6年3月

発行・編集

中種子町 地域福祉課

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地

T E L 0997-27-1111 F A X 0997-27-3591

